

令和7年第1回美浦村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○会期日程	2
○提出議案提案理由説明書	3
○提出追加議案提案理由説明書	23

第1号（3月11日）

○日時	25
○議案	25
○出席並びに欠席議員	26
○説明のため出席した者の職氏名	27
○職務のため出席した者の職氏名	27
○開会及び開議	28
・議事日程報告	28
・村長挨拶	28
・会議録署名議員の指名	31
・会期決定の件	31
・選挙第1号	31
・議案第1号 上程、質疑、討論、採決	32
・議案第2号～議案第3号 上程、質疑、討論、採決	33
・議案第4号～議案第5号 上程、質疑、討論、採決	34
・議案第6号 上程	35
・議案第35号～議案第41号 上程、委員会付託	36
○散会	37

第2号（3月19日）

○日時	39
○議案	39
○出席並びに欠席議員	39
○説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため出席した者の職氏名	39
○開議	40

・議事日程報告	40
・一般質問	40
林 昌子君	40
松村広志君	56
○散会	66

第3号（3月21日）

○日時	67
○議案	67
○出席並びに欠席議員	68
○説明のため出席した者の職氏名	69
○職務のため出席した者の職氏名	69
○開議	70
・議事日程報告	70
・議案第6号 質疑、討論、採決	70
・議案第7号 質疑、討論、採決	70
・議案第8号 質疑、討論、採決	71
・議案第9号 質疑、討論、採決	71
・議案第10号 質疑、討論、採決	72
・議案第11号 質疑、討論、採決	72
・議案第12号 質疑、討論、採決	73
・議案第13号 質疑、討論、採決	73
・議案第14号 質疑、討論、採決	73
・議案第15号 質疑、討論、採決	74
・議案第16号 質疑、討論、採決	74
・議案第17号 質疑、討論、採決	75
・議案第18号 質疑、討論、採決	75
・議案第19号 質疑、討論、採決	76
・議案第20号 質疑、討論、採決	76
・議案第21号 質疑、討論、採決	77
・議案第22号 質疑、討論、採決	77
・議案第23号 質疑、討論、採決	77
・議案第24号 質疑、討論、採決	78

・議案第25号 質疑、討論、採決	78
・議案第26号 質疑、討論、採決	79
・議案第27号 質疑、討論、採決	79
・議案第28号 質疑、討論、採決	80
・議案第29号 質疑、討論、採決	80
・議案第30号 質疑、討論、採決	81
・議案第31号 質疑、討論、採決	81
・議案第32号 質疑、討論、採決	81
・議案第33号 質疑、討論、採決	82
・議案第34号 質疑、討論、採決	82
・議案第35号～議案第41号 委員長報告、討論、採決	83
・議案第42号 上程、質疑、討論、採決	84
・議長辞職の件	85
・議長の選挙	86
・副議長辞職の件	87
・副議長の選挙	88
・議長の議会運営委員の辞任の件	90
・副議長の議会運営委員の辞任の件	91
・議会運営委員の選任	91
・江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙	92
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙	93
・議席の一部変更	94
・閉会中の所管事務調査の件	94
○閉会	95

予算審査特別委員会

第1号（3月11日）	1
第2号（3月17日）	5

令和 7 年美浦村告示第 5 号

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和 7 年 3 月 1 1 日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
3 月 1 1 日	火	本会議	午後 2 時	開会 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般 選挙 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決 予算審査特別委員会の設置
3 月 1 2 日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会
		委員会	午後 2 時	厚生文教委員会
3 月 1 3 日	木	休 会		議案調査
3 月 1 4 日	金	休 会		全員協議会（予備日）
3 月 1 5 日	土	休 会		議案調査
3 月 1 6 日	日	休 会		議案調査
3 月 1 7 日	月	委員会	午前10時	予算審査特別委員会
3 月 1 8 日	火	休 会		議案調査
3 月 1 9 日	水	本会議	午後 2 時	一般質問
		委員会	本会議終了後	予算審査特別委員会（予備日）
3 月 2 0 日	木	休 会		議案調査
3 月 2 1 日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 委員長報告、討論、採決 閉会

令和7年第1回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号））

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号））につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本案は、令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分を行った令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございしますが、歳入、歳出それぞれ2億5,768万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ94億3,524万1千円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、総額6,136万円の増額補正をお願いいたしております。

こちらは、美浦村ふるさと応援寄附金で1億4,000万円の増収を見込み、返礼品代となります記念品代、公金払い手数料及びシステム使用料につきまして、増額補正をお願いいたしております。

同じく、ふるさと応援基金費では、ただいま御説明いたしましたが、美浦村ふるさと応援寄附金で1億4,000万円の増収分は基金に積み立てることとなりますので、基金積立額1億4,000万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金給付費で、5,120万円の支援給付金の計上をお願いいたしております。また、当該給付金に係る事務費としまして、総額512万7千円の計上をお願いいたしております。

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金は、住民税非課税世帯に対し3万円を給付し、また、当該世帯に18歳以下の子どもがいる場合は1人あたり2万円を加算いたします。

この補正の5,632万7千円の財源につきましては、国庫補助金5,299万7千円、残りの333万円が一般財源となっております。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、11ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、歳出予算で御説明申し上げた事業費の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で5,299万7千円を計上いたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の指定寄付金では、歳出予算で御説明しておりますとおり、美浦村ふるさと応援寄附金の見込み額の増に伴い、1億4,000万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、6,469万円の増額補正をいたしております。

以上、専決処分を行いました令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号及び議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

提案理由の説明でございますが、議案第2号と議案第3号は美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案でございますので、一括して提案理由を御説明させていただきますと思います。

21ページ及び22ページをお開きください。

美浦村固定資産評価審査委員会を選任設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、2名が3月12日をもって任期満了となることに伴い、浅野重人氏並びに中澤眞一氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

お二人は共に税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ず御尽力くださるものと確信しております。

なお、経歴につきましては、別紙資料を御覧くださいますようお願いいたします。

以上、議案第2号及び議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について、御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

本村教育長であります山崎満男氏が、本年3月31日の任期満了をもちまして退職されることから、後任といたしまして、本村教育委員であります小松正樹氏を任命するものでございます。

小松氏は、令和5年4月に教育委員に就任し、現在1期目で、本村教育行政の充実発展に熱心に取り組まれており、これまでの功績を踏まえまして、このたび同氏を教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の御同意をいただきますよう提案するものでございます。

それでは、小松氏の経歴等につきまして、簡単に御説明申し上げます。

小松氏は、土浦市にお住まいで、昭和32年生まれの67歳でございます。

昭和57年に國學院大學を卒業され、私立法政第一高等学校に講師として勤務された後、茨城県教職員に採用されまして、教諭として昭和58年から土浦市立大岩田小学校を振り出しに、阿見町立阿見中学校、阿見町立阿見第二小学校、美浦村立美浦中学校、教頭として稲敷市立あずま東小学校を歴任された後、平成21年から美浦村立安中小学校長、平成24年から美浦村立美浦中学校長を歴任され、平成29年3月に退職されております。

退職後は、平成29年4月から令和5年3月まで美浦村教育相談センター相談員とし御尽力され、冒頭でも申し上げましたが、令和5年4月から本村教育委員に就任されております。

小松氏は人格・識見ともすぐれ、長年の教員経験を生かし、教育に情熱を傾けられ、村民の皆様からも信頼されている方であります。

以上のような経歴と理由から、本村教育の発展のために御尽力いただけると確信し、小松正樹氏を教育委員会教育長に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命について御説明申し上げました。御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

24ページをお開きください。

本村教育委員として令和5年4月から美浦村の教育振興に御尽力いただきました小松正樹氏が、本年3月31日をもって退職されますことから、後任として木村 寿氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、小松氏の残任期間である、令和10年6月9日までの3年2か月でございます。

それでは、木村氏の経歴等につきまして、簡単に御説明申し上げます。

木村氏は、美浦村大字木にお住まいで、昭和37年生まれの63歳でございます。

木村氏は、昭和61年3月に高崎経済大学を卒業され、昭和61年4月から茨城県教職員として桜川村立古渡小学校講師に採用され、平成元年10月に教諭となり、その後美浦村立美浦中学校、江戸崎町立江戸崎中学校、稲敷市立阿波小学校、稲敷市立江戸崎中学校、教頭として利根町立利根中学校を経たのち、平成30年4月から稲敷市立東中学校長を歴任され、令和4年3月に定年退職されております。

退職後は、令和4年4月から現在まで稲敷市立江戸崎中学校を主に新任教職員指導教官として勤務されております。

木村氏は人格・識見ともすぐれ、8年間本村の教員として教育に情熱を傾けられ、村民の皆様からも信頼されている方であります。

以上のようなことから、本村教育の発展のために御尽力いただけると確信し、木村寿氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号 村道路線の廃止について

議案第6号 村道路線の廃止について、御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

今回、村道路線として廃止のお願いをしている路線は、2路線でございます。

26ページの廃止路線位置図を御覧ください。

まず、村道1307号線について御説明いたします。

村道1307号線については、国道125号、如来寺付近の歩行者用信号機から南西に170.0m、そこから北に90.0m付近、西に延びる延長21.4mの道路です。この道路は、村道払下げにより廃止をお願いするものでございます。

次に、村道1326号線について御説明いたします。

27ページの廃止路線位置図を御覧ください。

村道1326号線は、国道125号バイパス郷中交差点から西に延びる延長205.0mの道路です。この道路の延長が国道125号バイパス郷中交差点の道路改良工事により延長が変わったため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第6号 村道路線の廃止について御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第7号 村道路線の認定について

議案第7号 村道路線の認定について、御説明申し上げます。

28ページをお開きください。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、2路線でございます。

29ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1326号線については、国道125号バイパス郷中交差点の道路改良工事により延長が変わったため、改めて認定をお願いするものでございます。

30ページの認定路線位置図を御覧ください。

村道1981号線については、阿見町君島交差点から南に310.0m付近、西に延びる40.5mの道路です。この道路は生活道路として使われておりますが、個人所有の私道であります。今般、寄付を受けまして、村の所有となりましたことから、新しい路線として認定をお願いするものでございます。

以上、議案第7号 村道路線の認定について御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

31ページから32ページをお開きください。

本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されることから、村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、法を引用している箇所についての項ずれや用語の整合性を図る等、法の改正内容に基づき所要の改正をするものでございます。

以上、議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第9号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

33ページから35ページをお開きください。

この案件は、美浦村附属機関設置条例第3条各号に掲げる附属機関について、加除を行うものです。

初めに、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づき、自然災害により死亡したものの遺族に対する弔慰金の支払い等を速やかに行うため、美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成23年条例第12号）に規定した災害弔慰金等支給審査委員会について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条4第3項の規定に基づき、美浦村の附属機関として必要事項を定めるものでございます。

次に、美浦村観光振興基本計画策定委員会を設置するため、美浦村附属機関設置条例の一部を改正するものであります。

この美浦村観光振興基本計画策定委員会は、美浦村観光地化計画が令和8年3月末で計画期間が満了となることから、これに代わる美浦村観光振興基本計画を策定するため、設置するものであります。

次に、令和7年4月の統合小学校開校に向けまして、具体的な学校運営のための内容等について検討を行う組織として、令和5年度に設置した美浦村統合小学校準備委員会に関しまして所掌する業務が終了したことにより、別表の教育委員会の部中「美浦村統合小学準備委員会」を削るものでございます。

また、開校に伴い、児童の健全育成及び放課後等の居場所づくりに資する施設のあり方について、多様な関係者から将来を見据えた意見を求め、基本構想・基本計画を策定するための組織として、令和7年度に美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会を設置するため、別表の教育委員会の部に「美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会」を加えるものでございます。

以上、議案第9号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第10号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

36ページから38ページをお開きください。

本改正は、少子高齢化が発展する中で、男女共に仕事と育児・介護を両立できるよ

うにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等、仕事と生活の両立支援の制度を拡充するための法改正がなされたことに伴い、本村においても所要の措置を講じるために改正するものでございます。

以上、議案第10号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第12号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

39ページから41ページをお開きください。

この案件は、議案第9号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例にて加除した付属機関について、その報酬額を定めるものです。

初めに、美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成23年条例第12号）に規定した災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬について定めたものになりますが、委員の構成に医師を想定していることから、当村の既存委員会等で医師に委嘱している場合の報酬額を参考に設定しております。

次に、美浦村観光地化計画が令和8年3月末で計画期間が満了となることから、これに代わる美浦村観光振興基本計画を策定するため、美浦村観光振興基本計画策定委員会を設置し、その委員報酬について報酬額を設定したものでございます。

次に、美浦村統合小学校準備委員会に関しまして、所掌する業務が終了したことにより、美浦村統合小学校準備委員会の報酬を削除するものです。

また、開校に伴い、美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定委員会を設置し、その委員報酬について報酬額を設定したものでございます。

以上、議案第12号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例、議案第14号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

議案書は42ページから64ページとなります。

本改正は、令和6年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されることに準じて、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。議案第13号では特別職の期末手当等の改定を、議案第14号及び議案第15号では会計年度任用職員を含む職員の給料、期末・勤勉手当の改定を行うほか、地域手当に関する条文の追加や給料表の見直し等、所要の改正を行います。

以上、議案第13号から議案第15号まで、一括して御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第16号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

議案第16号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書は65ページから74ページとなります。

本条例は、国家公務員の旅費制度において、国内外の経済社会情勢の変化に対応するための法改正が行われ、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等の措置が講じられたことを踏まえ、本村の旅費制度に関しても現行条例の見直しを行い、改正するものでございます。

以上、議案第16号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第17号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議案第17号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきまして、御説明申し上げます。

75ページをお開きください。

本案は、統合小学校建設の完了に伴い、美浦村学校施設建設基金の目的は、学校施設の建設資金の財源とすることとしているため、統合小学校建設の完了に伴い、基金の役割が終了しますので、当該基金を廃止するものです。

以上、議案第17号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第18号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

76ページから78ページをお開きください。

本案は、大山湖畔公園の敷地の拡大並びに施設の使用料の設定及び減免規定を設けるとともに、名称及び位置について見直しを行い、営業行為等の料金規定を設けるものです。

以上、議案第18号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第19号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例

議案第19号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

79ページから80ページをお開きください。

本案は、老朽化が進む公共施設の建替え時の財源として、基金に積立を行うことにより、財政負担の平準化を図るため、美浦村公共施設建設基金を設置するものです。

以上、議案第19号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第20号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

81ページから82ページをお開きください。

本案は、村内小学校が統廃合することにより、令和7年度から現在の小学校施設が学校施設の対象ではなくなることから、美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例における学校施設の対象を見直し、所要の改正を行うとともに、当該条例の一部改正後も当分の間、引き続き現在の小学校施設を改正前と同様に村民等へ開放できるようにするため、当該条例の附則で経過措置を設けたものでございます。

以上、議案第20号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第21号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第21号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

83ページをお開きいただきたいと思います。

「栄養士法」の改正に伴う管理栄養士試験の受験資格の見直しにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることに伴い、国で定める「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準」に改正があったことから、「美浦村家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についても所要の改正を行うものです。

以上、議案第21号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第22号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

議案第22号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

84ページをお開きください。

本条例につきましては、村立小学校3校が統合し、令和7年4月1日に美浦小学校が開校することに伴い、大谷第二児童クラブとして使用している安中小学校が廃校となることから、当該条例で規定している美浦村放課後児童クラブの名称及び位置について所要の改正を行うものです。

以上、議案第22号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第23号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例

議案第23号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

85ページから86ページをお開きください。

本案は、美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正するものでございます。

美浦村健康づくり推進協議会は、村民の生涯を通じる健康づくりを推進するための施策を、総合的かつ効果的に推進することを目的として設置されており、地方自治法第138条の4に規定される附属機関に位置づけられます。

今回、健康づくり計画の更新を機に、美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営について見直し、所要の事項を定めるものでございます。

以上、議案第23号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第24号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

87ページをお開きください。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日より施行されたことに伴い、村条例において引用している条文を合わせるため、所要の改正をするものでございます。

以上、議案第24号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第25号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

88ページから89ページをお開きください。

本案は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）が令和5年5月26日より施行され、宅地造成及び特定盛土等規制法が運用開始されたことに伴い、災害防止に関する規制が同法へ移行したことから、重複する内容を整理するほか、同法で定める特定盛土等規制区域に合わせて、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正により許可対象面積が引下げられるため、村条例においても許可対象面積の上限値を引下げる等、所要の改正をするものでございます。

以上、議案第25号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第26号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

議案第26号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

90ページをお開きください。

この条例は、村内に工場や事業所等を新設、増設又は機械及び装置の増設を行った事業者で、新規の雇用状況や一定の投下固定資産額を満たす場合において、最長で5年間の奨励金を交付する等の優遇措置を行うことにより、本村における企業の立地を促進し、地域の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的としております。

改正の内容ですが、附則第2項中「令和7年3月31日限り、その効力を失う。」となっているものを2年延長し、新規に立地を検討する企業や現在本村にある企業に対して魅力となる優遇制度を延長するものであります。

以上、議案第26号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

91ページをお開きください。

この条例改正は、下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行により、大腸菌群数に係る基準の見直しを行うこと及び同施行令等の引用条項に条ずれが生じたことに伴いまして、美浦村下水道条例に所要の改正が必要となったため、該当箇所の改正を行うものでございます。

以上、議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

92ページから93ページをお開きください。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、退職報償金の勤務年数区分に新たに「35年以上」の区分を追加するものでございます。

以上、議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）につきまして、御説明申し上げます。

94ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ3,033万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ94億491万1千円とするものでございます。

今回の補正予算は、令和6年度の最終補正となるため、主に事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

また、各項目の職員給与関係経費では、主に人事院勧告により示されました、給与改定に伴う補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込みの5事業につきまして、翌年度へ繰り越しの御承認をお願いしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等につきまして、1件の債務負担行為の追加、1件の廃止及び1件の変更をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

107ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、地域おこし協力隊事業費で、総額514万4千円の減額補正をいたしております。

同じく、交通安全対策費では、交通安全施設整備事業費で、工事請負費450万円の減額補正をいたしております。こちらは、統合小学校周辺の施設整備について、当初の想定よりも実施件数が少なくなったことによるものです。

109ページをお開きください。

次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、総額489万5千円の減額補正をいたしております。こちらは、戸籍への振り仮名記載に係る通知の実施時期が翌年度となったこと、システム改修費用が確定したこと等によるものです。

続いて、民生費について申し上げます。

次ページをお開きください。

社会福祉費の老人福祉費では、敬老事業費で、敬老会の開催を見送ったため、総額130万8千円の減額補正をいたしております。

次ページをお開きください。

同じく、障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で、サービスの利用者増に伴い、300万円の増額補正をお願いいたしております。

なお、財源につきましては、2分の1が国庫支出金、4分の1が県支出金となっております。

次の、障がい児通所給付事業費で、同様にサービスの利用者増に伴い、400万円の増額補正をお願いいたしております。

なお、財源につきましても、同様に、2分の1が国庫支出金、4分の1が県支出金となっております。

同じく、医療福祉費では、医療給付事業費で、扶助費として593万6千円の増額補正をお願いいたしております。

なお、財源につきましては、一部が県支出金となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。

115ページをお開きください。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で、総額674万3万円の減額補正をいたしております。内訳につきましては、接種者数が当初の見込みより少なかったことによる業務委託料700万円の減額と、事業費確定による国庫支出金返還金25万7千円の計上となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

118ページをお開きください。

道路橋梁費の道路維持費では、つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費で、事業実施を翌年度としたため、工事請負費486万2千円の減額補正をいたしております。

同じく、道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、道路等改良工事設計業務委託料として、598万4千円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

124ページをお開きください。

保健体育費の光と風の丘公園管理費では、光と風の丘公園管理費で、事業費の確定に伴い、249万7千円の減額補正をいたしております。

ここまで主な歳出の補正項目につきまして御説明申し上げました。ただいま申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、102ページをお開きください。

初めに、村税について申し上げます。

歳入見込額の精査を行い、村民税で381万5千円の減額、次の固定資産税で9,670万

円の増額、次の軽自動車税で50万円の増額、次の村たばこ税で500万円の増額をし、合計9,838万5千円の増額補正をいたしております。

続いて、地方交付税の地方交付税では、物価高騰及び給与改定による人件費増等に対応するため、普通交付税が追加交付されることになったため、1億1,020万9千円の増額補正をいたしております。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

次ページをお開きください。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業交付金として、376万4千円の増額補正をいたしております。

同じく、教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金として、770万3千円の増額補正をいたしております。こちらは、小学校統合に伴う既存施設の改修事業及び太陽光発電設備導入事業に係る交付分となっております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県補助金の民生費県補助金では、子ども・子育て支援事業交付金として、326万5千円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

次ページをお開きください。

基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、2億1,719万円の減額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

次ページをお開きください。

雑入の雑入では、保健衛生雑入で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として、1,033万3千円の減額補正をいたしております。

次に、雑入で、スポーツ振興くじ助成金として、400万円の減額補正をいたしております。

以上、議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）の主な概要について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

133ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万4千円を減額し、補正後の予算総額を16億6,375万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から

御説明申し上げます。

139ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で給与改定による予算調整額63万3千円の増額補正をいたしております。

同じく、国民健康保険事務費では、給与改定による会計年度任用職員の予算調整額10万4千円の増額補正をいたしております。

続いて、保健事業費について申し上げます。

特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業費では、集団健診受診者数が確定したことにより、特定健康診査委託料222万1千円の減額補正をいたしております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

138ページをお開きください。

国民健康保険税について申し上げます。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税では、調定額と収納状況から収納額を見込み、医療給付費分滞納繰越分212万8千円の減額、後期高齢者支援金分滞納繰越分101万3千円の減額、介護納付金分滞納繰越分2万9千円の減額をし、合計317万円の減額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、交付決定額及び交付申請額と予算現額との差をそれぞれ補正するもので、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）93万2千円の減額、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）325万8千円の減額、未就学児均等割保険税繰入金4万9千円の減額、産前産後保険税繰入金6万7千円の減額補正をいたしております。

同じく、歳出の職員給与関係経費及び国民健康保険事務費が増額になったことに伴い、職員給与費等繰入金73万7千円の増額補正をいたしております。

また、基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正予算により、歳入歳出の差で不足する分を支払準備基金から取り崩すもので、555万9千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、集団健診受診者数が確定したことにより、30万4千円の減額補正をいたしております。

以上、議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

147ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万8千円を増額し、補正後の予算総額を15億1,332万5千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、保険事業勘定の歳出から御説明申し上げます。

153ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費では、職員の給与改定及び会計年度任用職員の報酬改定による調整として、職員給与関係費の給料で56万9千円、職員手当等の期末手当で18万5千円、勤勉手当で12万5千円、退職手当で5万7千円、介護保険事務費の報酬で36万8千円、職員手当等の期末手当で7万4千円、勤勉手当で6万4千円、共済費の社会保険料で1万1千円、総額145万3千円の増額補正をお願いするものです。

続いて、地域包括支援センター費の総務管理費、一般管理費、職員給与関係費では、同様に給与改定による調整として、給料で27万1千円、職員手当等の期末手当で10万3千円、勤勉手当で7万4千円、退職手当で2万7千円、総額47万5千円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

152ページをお開きください。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料では令和5年度低所得者保険料軽減精算による一般会計からの繰り入れに伴う歳入額の調整として、34万1千円の減額補正をお願いするものです。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金につきましては、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与及び会計年度任用職員報酬改定による差額分として、192万8千円の増額補正を一般会計からの繰入金として計上させていただきます。

次に、低所得者保険料軽減繰入金の過年度分につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減精算による一般会計からの繰入金として、34万1千円の増額補正を計上させていただきます。

以上、議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

161ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から87万7千円を減額し、補正後の予算総額を2億2,554万9千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

167ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入の後期高齢者医療保険料と同額を計上し、茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金154万3千円の増額補正をいたしております。

同じく、茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金では、低所得者の軽減した保険料の納付金額が決定したことにより、当初予算との差額242万円の減額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

166ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料について申し上げます。

後期高齢者医療保険料では、調定額と収納状況から収納額を見込み、特別徴収保険料737万円の減額補正、普通徴収保険料891万3千円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で述べましたとおり、所得の少ない被保険者の保険料について減額した額を一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の242万円の減額補正をいたしております。

以上、議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第33号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

168ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で300万円の増額補正を、支出の水道事業費用で690万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で3,400万円の減額、支出の資本的支出で50万円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

179ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業収益で、300万円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、現予算額より増加見込の営業用1種の水道使用料300万円の増額をお願いしております。

次に、支出予算につきまして、御説明申し上げます。

180ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用で、690万6千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、不足が生じる見込の受水費について300万円の増額、配水及び給水費、総係費について人件費等の調整でそれぞれ20万5千円、24万8千円の増額をお願いしております。

また、減価償却費では、令和5年度に取得した資産分として、345万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、御説明申し上げます。

181ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債では、次年度以降に見送る工事が発生したため、3,400万円の減額補正をお願いしております。

次に、支出予算につきまして、御説明申し上げます。

182ページをお開きください。

資本的支出の配水施設拡張費では、50万円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、人件費及び物価の高騰等により不足が見込まれる委託料につきまして1,450万円の増額、工事請負費では事業費確定により1,500万円の減額をお願いしております。

以上、議案第33号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

183ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で2億348万7千円の増額補正を、支出の事業費用で2,524万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で1億9,543万

9千円の減額、支出の資本的支出で62万4千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

194ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で、2億348万7千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、他会計補助金で第4条予算に計上しておりました一般会計からの補助金を第3条予算に移し替えするもので、1億9,543万9千円の増額、長期前受金戻入で令和5年度に取得した資産分として、804万8千円の増額をお願いしております。

次に、支出予算につきまして、御説明申し上げます。

195ページをお開きください。

事業費用の営業費用で、2,298万6千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、総係費で職員の給与関係の調整に伴うものとして、70万8千円の増額、減価償却費で令和5年度に取得した資産分として、2,227万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、特別損失では、226万円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、不足が見込まれる不納欠損分につきまして、特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、御説明申し上げます。

196ページをお開きください。

収入の資本的収入の補助金で、1億9,543万9千円の減額補正をお願いしております。こちらにつきましては、先ほど収益的収入及び支出の収入で御説明した一般会計からの補助金となります。

次に、支出予算につきまして、御説明申し上げます。

197ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費では、62万4千円の増額補正をお願いしております。こちらにつきましては、管渠建設改良費で職員の給与関係の調整に伴うものとなります。

以上、議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和 7 年第 1 回美浦村議会定例会提出追加議案提案理由説明書

議案第42号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第42号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 3 ページから 4 ページをお開きください。

本案は、国民健康保険税率を改正するものでございます。

本村の国民健康保険財政は、高齢者の割合の増加、低所得者層の加入世帯が増加し、医療費及び介護給付費が年々増加する一方、これらを賄う主な財源である国民健康保険税の収納額は、減少傾向にあり、財源不足が常態化し、令和 5 年度以降国民健康保険支払準備基金から繰入し、運営を行っているところです。

この状況が続きますと、令和 8 年度には一般会計法定外繰入を行わざるを得ない状況まで国民健康保険特別会計予算が逼迫し、今後も被保険者の減少が見込まれるところです。国民皆保険制度の基盤である国民保険制度を維持していくためには、加入者に応分の負担をしていただくことが国保財政健全化対策として必要であることから、国民健康保険税率の見直しを行うものです。

以上、議案第42号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**令和 7 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 7 年 3 月 1 1 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(選挙)

選挙第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度美浦村一般会計補正予算
(第 7 号))

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 2 号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 3 号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 4 号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第 5 号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 6 号 村道路線の廃止について

議案第 7 号 村道路線の認定について

議案第 8 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例

議案第 9 号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 13 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

議案第 14 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 16 号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

- 議案第17号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 議案第18号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 議案第20号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例
- 議案第24号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）
- 議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）
- （議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託）
- 議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算
- 議案第36号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 議案第37号 令和7年度美浦村介護保険特別会計予算
- 議案第38号 令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第39号 令和7年度美浦村水道事業会計予算
- 議案第40号 令和7年度美浦村下水道事業会計予算
- 議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君

10番 林 昌子 君
12番 沼崎 光芳 君

11番 小 泉 輝 忠 君

1. 欠席議員

8番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	吉 原 克 彦 君
保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課 長	成 嶋 幸 子 君
住 民 課 長	中 島 紀美江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	葉 梨 美 穂 君
福 祉 介 護 課 長	柳 堀 浩 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
国 保 年 金 課 長	浅 野 洋 子 君
都 市 建 設 課 長	糸 賀 卓 也 君
経 済 課 長	正 慶 將 暢 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
上 下 水 道 課 長	飯 田 和 徳 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君
子 育 て 支 援 課 長	葉 梨 裕 美 君
生 涯 学 習 課 長	石 川 大 志 君
幼 稚 園 長	矢 崎 和 子 君
大 谷 保 育 所 長	広 瀬 良 子 君
木 原 保 育 所 長	加 藤 厚 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記

米 澤 稔
田 代 恭 子

午後2時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、こんにちは。

第1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

これより、令和7年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思ひます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 皆さんこんにちは。ちょっとお聞き苦しい、不徳のいたすところなんです、ちょっと聞きづらひけれども、お話をしていきたいと思ひます。

改めまして、皆さんこんにちは。議員各位には、令和7年度第1回美浦村議会定例会に御参集をいただき、大変御苦勞さまでござひます。また、日頃より本村行政発展のため議会活動を通し、住民福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと、改めまして敬意を表する次第であります。

3月に入り、寒暖の差が著しく変わる日々が続いていますが、少しずつ春を待ちわびるように草木の新芽も膨らんできているように感じられます。

本日3月11日は、東日本大震災発生後14年がたちます。震災の記憶も薄れていく中、次世代を担う人々には伝えていかなければなりません。予測不能で想定外の自然災害や、予期せぬ火災に対し、防災、減災の備えは必要であります。15日には、美浦村の防災訓練を光と風の丘公園で実施予定であります。村民の皆様にも参加を呼びかけますが、議員の皆様方にも参加をいただき、防災の意識を高める取り組みをしてまいりたいと思ひます。

本村では、令和元年にJ－A L E R T情報が整備されており、防災行政無線が村民へ早めの周知ができる体制が整っております。災害発生時には、村消防団の組織力に大きく期待するものがありますが、機構改革も視野に人命が危ぶまれることのないよう、危機管理のさらなる充実に目指してまいります。

国会においては、少数与党を率いる石破総理が新年度予算を自民、公明、維新の会などの賛成多数で可決し、新年度予算の成立に目途をつけたところであります。国際社会の報道では、トランプ政権が自国の利益のため、あらゆる国に対して関税の負担を求めていることは、日本のみならず世界経済に打撃を与えるような状況になるかもしれません。世界一の大国であるアメリカ合衆国の大統領となれば、自国のみではなく、世界の経済を考えた発信や対応がほしいと思います。

美浦村においては、令和7年度の予算は内示会において説明させていただきました。一般会計歳入歳出予算の総額は71億円、特別会計34億100万円、企業会計28億6,126万2,000円、合計133億6,226万2,000円を計上させていただきました。

令和7年度の事業は6点を柱に推進してまいります。

1点目は、自然豊かで美しく住みよい村づくり事業であります。

2点目は、子どもの健やかな成長を育む村づくり事業であります。

少子化や人口減少が叫ばれる中、未来を担う子供たちがよりよい教育環境で学習できるとともに、安心して子育てができる政策の充実を図ってまいります。令和7年4月には美浦統合小学校が開校し、新規事業費として外国語教育推進事業費を計上しております。現在もALT講師による英語教育は実施しておりますが、村が直接ALT講師を雇用し、より充実した英語教育を実施することで、英語のコミュニケーション能力の向上と国際的な理解を深め、子供たちに本物の英語教育を整えることができます。これにより、子供たちは実際の生きた会話スキルを学ぶことができると思います。さらに、ALT講師は異なる文化的背景を持ち、授業を通して子供たちに国際的なシェアを開かせることが期待できます。クリエイティブな教育方法は、学習への興味を喚起し、子供たちのコミュニケーション能力や自己表現力を育てることであると思います。

3点目は、村民が尊厳を持って豊かに暮らせる村づくり事業であります。

4点目は、いつまでも安心・安全に暮らせる村づくり事業であります。

5点目は、個性と活力にあふれる村づくり事業であります。

その中には、地域おこし協力隊事業についてですが、本事業は、地域の担い手として地域外の人材を積極的に誘引し、その定住及び定着を図り、地域活力の維持及び強化を図る目的とした事業であります。令和7年度は5名を募集する予定であります。

また、今年度は、商工振興事業として、地域交流館みほふれ愛プラザにて人気ゲーム「ウマ娘プリティダービー」とのコラボイベントが開催されました。ウマ娘のキャラクター等身大のパネルが展示され、多くのファンが訪れました。関連グッズの販売や競馬に関連する展示も行われ、美浦村の競馬文化を広く知ってもらうよい機会となり、地域活性化の一環として注目を集めました。今後もコラボイベント等を活用して、「競走場の里美浦」として引き続きPRしていきたいと思います。

6点目は、みんなと一体となって進める村づくり事業であります。

令和7年度も各種事業を推進し、役場、村民、関係団体、事業者等が村一体となったものづくりを進めてまいります。

以上、令和7年度の予算をお示しするに当たり、基本的な考え方を述べさせていただきました。今後とも、地域の特色を生かし、住民の皆様、誰もが美浦村に住んでよかったと思えるような活力ある村づくりに、議員各位の連携協力をいただきながら、全力で取り組んでまいり所存であります。

今定例会に提出しております案件は、選挙第1号で茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてが1件、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号））が1件、議案第2号で美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、同じく議案第3号でも美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件であります。議案第4号で美浦村教育委員会教育長の任命についてが1件、議案第5号で美浦村教育委員会委員の任命についてが1件、議案第6号で村道路線の廃止についてが1件、議案第7号で村道路線の認定についてが1件、議案第8号で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号で美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号で美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第13号で美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第14号で美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号で美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第16号で美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例が1件、議案第17号で美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例が1件、議案第18号で大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第19号で美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例が1件、議案第20号で美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第21号で美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第22号で美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例が1件、議案第23号で美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例が1件、議案第24号で美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第25号で美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第26号で美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例が1件、議案第27号で美浦村下水道条例の一部を改正する条例が1件、議案第28号で美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支

給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第29号で令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）が1件、議案第30号で令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第31号で令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第32号で令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）が1件、議案第33号で令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）が1件、議案第34号で令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）が1件、議案第35号で令和7年度美浦村一般会計予算が1件、議案第36号で令和7年度美浦村国民健康保険特別会計予算が1件、議案第37号で令和7年度美浦村介護保険特別会計予算が1件、議案第38号で令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算が1件、議案第39号で令和7年度美浦村水道事業会計予算が1件、議案第40号で令和7年度美浦村下水道事業会計予算が1件、議案第41号で令和7年度美浦村電気事業会計予算が1件の41案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

9番議員 山崎幸子 君

10番議員 林 昌子 君

11番議員 小泉輝忠 君

以上の3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から21日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から21日までの11日間と決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が令和7年3月19日で任期満了となることから、令和7年1月28日付けで茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の執行が告示されたことに伴い、構成する市町村の議会において議員のうちから1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林 昌子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました林 昌子君を、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました林 昌子君が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされた林 昌子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここでただいま当選されました林 昌子君に、御挨拶をお願いいたします。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） ただいまは御推挙を賜り感謝を、申し上げます。

今後は、茨城県後期高齢者医療が適正に運用されますよう、浅学非才ではございますが、職務を全うする所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度美浦村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号から議案第3号までの美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

議案第3号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命についてから議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命についてまでの2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

議案第4号 美浦村教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。
本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。
本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第6号 村道路線の廃止についてから議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）までの29議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第 8 議案第35号 令和 7 年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和 7 年度美浦村電気事業会計予算までの 7 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、令和 7 年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第35号 令和 7 年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和 7 年度美浦村電気事業会計予算まで以上 7 議案について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これから、予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 7 分 休憩

午後 2 時 3 4 分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に、山崎幸子君。副委員長に、林 昌子君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後２時３５分 散会

**令和7年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

令和7年3月19日 開議

一般質問

林 昌子 議員

松村 広志 議員

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君
10 番	林 昌 子 君	11 番	小 泉 輝 忠 君
12 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	吉 原 克 彦 君
保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
福 祉 介 護 課 長	柳 堀 浩 君
健 康 増 進 課 長	坂 本 聖 子 君
生 活 安 全 課 長	富 田 正 寿 君
学 校 教 育 課 長	松 葉 時 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長

米 澤 稔

書
書

記
記

田 代 恭 子
中 嶋 朋 幸

午後2時03分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

ただいまから令和7年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 皆さん、こんにちは。

今日は午前中、各小学校最後の小学校に参加をさせていただきました。

大谷小におかれましても、53名の卒業生、厳かに式が行われる中で、素晴らしい卒業式に参加させていただき、中学校での活躍に期待するところでございます。

それでは、通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、子育て支援の充実について質問をさせていただきます。

厚生労働省の人口動態調査などによると、令和6年の我が国の出生数は、一昨年に続いて過去最少を記録し、70万人を割り込むことになると見られています。女性が生涯に産む子供の数を推計する合計特殊出生率も、過去最低だった前年の1.20をさらに下回り、1.15を割り込む見込みとなっています。

結婚、出産する年代の人々が産みたい子供の数、希望出生率を、国は1.8と推計しています。子供を産み育てることの幸せを実感できたらと切に思いますが、現状を見るに限り、希望と現実の差は広がり続けています。

こうした状況を克服し、子供たちが安心して健やかに育つ、こどもまんなか社会を目指して、国ではこども家庭庁が発足し、こども基本法が制定されました。

資料を御覧ください。

昨年4月、こども基本法制定にあわせて改正された児童福祉法の改正内容の多くが

施行されました。各市町村では、従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と母子保健法に基づく子育て世帯包括支援センターのそれぞれの機能や意義を生かしつつ、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たにすべての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である、こども家庭センターの設置をすることが努力義務となりました。

この新たな子育て支援の中核となるこども家庭センターの設置に関して、本村ではどのような取り組みがなされているかを伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村におけるこども家庭センターにつきましては、今年度策定を行った第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画において、令和8年度からの設置を行うと計画しております。

こども家庭センターは、子供や子育て世帯、妊産婦を対象に、医療、福祉、保育、教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設でございます。

従来の市町村における相談機関としましては、母子保健法に基づく、子育て世代包括支援センターがございます。子育て世代包括支援センターは、妊産婦や子育て世帯が抱える妊娠、出産や子育てに関する悩みなどについて、助産師、保健師などの専門家による相談支援を行い、出産後や子育て中の親の不安解消や孤立を防ぐことを目的としております。

一方で、児童福祉法に基づき、子供とその家庭及び妊産婦などからの子育てに関する一般的な相談に加え、より困難な状況や子供虐待などに関する相談、並びに妊娠期から子供の自立に至るまでの子供と家庭などに関する相談全般に応じる、子ども家庭総合支援拠点がございます。

国では、令和5年4月、これまで複数の省庁にまたがっていた子供政策や支援を一元化して対応するために、こども家庭庁が設立され、国の子供政策は全てこども家庭庁の所管となったところでございます。

また、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に、一体的な支援を切れ目なく漏れなく対応する機関として、子ども家庭センターの設置が努力義務化されました。

本村においても、双方の機能を一体的に運営できるよう進め、こども家庭センターが中核となり、全ての妊産婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、切れ目のない支援の構築を目指してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） こども家庭センターが令和8年度から設置するとのことでした。

令和7年度のこの1年間、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越えての体制づくりは、困難を極めることが推察されます。妊産婦やご家族に寄り添ったセンターが構築されることを願います。

現在は出産年齢が上がり、出産に伴う心身の負担が大きくなっています。高齢で初産の母親が増える中、不妊治療の普及に伴い、多胎児が増えているとも言われています。

また、少子化の時代に生まれ、少人数の世帯で暮らす家族が増え、孤立した子育てが増えています。女性の就労率の向上とともに共働きの世帯が増え、家庭での家事、育児の負担も総体的に増えています。男性の家事、育児への参加もまだまだ不十分な状況にあります。様々な課題を抱え、疲弊した子育て家庭を支えていく上で、家事、育児の直接的な支援が極めて重要な意味を持つようになってきていると思います。

そこで、本村の現在行われている乳幼児の全戸訪問事業の取り組み状況をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 本村では、生後4か月までの新生児、乳児のいる全ての家庭に対し、保健師や助産師が家庭訪問を行い、お子さんに対しては、身体計測や発育発達、身体状況の確認を行い、妊婦さんやその御家族に対しては、産後鬱の有無の確認や育児などに関する不安、悩みに対する相談や助言、予防接種や各種健康診査の進め方、子育てに関する各種制度の案内、子育て応援交付金の申請のお手伝いなど、一人一人の実情に合わせた相談や支援を行っています。

令和4年度は63人、令和5年度は66人、令和6年度は令和7年2月末現在56人に家庭訪問を行いました。

出産した方全員にアプローチしていますので、100%の実施率となっております。

なお、里帰り出産などで母子が村内にいない際には、滞在先の市区町村に家庭訪問の依頼を行い、お子さん、妊婦さんの状況を把握しています。

生後4か月以降につきましても、育児相談の実施や医療機関健診の結果の把握、支援が必要な家庭に対しては家庭訪問を行うなど、全数の実態把握と各御家庭に寄り添った切れ目のない支援に努めております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 細やか妊産婦の方に寄り添った取り組みをされていることがうかがえました。

担当課の御尽力に感謝するとともに、敬意を表する次第でございます。

そこで、全戸訪問する中で、ネグレクトや虐待を発見した事案はあるのでしょうか。あった場合の件数と対象についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 生後4か月までに行う全家庭に対する家庭訪問の中で、虐待などの事案を発見した事例は、過去5年間ありませんでした。

しかし、虐待やDVなど、疑いも含め、外部からの通告や当事者、関係者からの相談件数は、令和5年度におきまして10件ございました。

対応につきましては、相談や面談を通じ、事実確認を行い、事例に沿った関係機関などと連携を図りながら、問題解決を図っております。

また、児童福祉法第25条の2に基づき、児童虐待などで支援が必要とされている児童や保護者に対し、複数の関係機関で連携して支援ができるよう、美浦村子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、対応の強化を推進しております。

今後も児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応が図れるよう、住民に対し、児童虐待防止に関する啓発や支援機関などの周知を行うとともに、関係機関、団体と連携を図り、問題解決に向けたきめ細かな対応に努めてまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 外部からの通告や、当事者関係者からの相談件数が10件あったとのことでした。

地域の方々の見守りに、感謝する次第でございます。

現在は、外国人の親御さんが増えているようにお見受けします。

訪問先が外国人家庭の件数と、日本語が通じない親御さんとの会話をどのようにされているのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 外国人家庭の訪問件数につきまして、表に示したので御参照ください。

日本語が通じない親御さんとの会話については、通訳機（ポケトーク）を使用し、会話の一助としております。

また、親御さん自身でスマートフォンの通訳アプリを使用している方もおり、意思の疎通については問題なくできております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 通訳アプリ等を駆使されて、言語の壁を越えて信頼関係を築かれていることがうかがえて、安心をいたしました。

次の質問ですが、子育て世帯訪問支援ガイドラインの大きな目的は、家庭の中に入っただけの支援の充実です。

そこで、必要なサービスを担う取り組みとして、産後ドゥーラ養成講座の受講料補助の検討について伺う訳ですが、その前に産後ドゥーラという職種について少し説明

させていただきます。

資料を御覧ください。産後ドゥーラとはという資料でございますが、これは阿見町の産後ドゥーラの方から直接頂いた資料でございます。

他の女性を支援する豊かな女性、1 母親サポート、これは保健師に値します。

2 育児サポート、これはベビーシッターに値します。

3 家事サポート、これは家政婦に値する仕事内容ですが、この3 役を1 人でこなすというスペシャリストのことを言います。

産後ケアとしてこの職種の導入を先行する自治体では、家庭が抱える不安や悩みの傾聴だけでなく、ママさんが出来なくて困っている掃除・洗濯・食事のサポートをして赤ちゃんの養育環境を整えて、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ成果を上げているそうです。

中野区の助産師が2,000件以上の出産に立ち合って、産後の母親には家事・育児の負担を受け止め、心の悩みに寄り添って力づける支援者が何より必要と考え、人材の養成を始めたそうです。それがスタートでございます。

その方の言葉によりますと、出産直後の母親の身体は、交通事故で全治2 か月というダメージに匹敵するほど弱っていると言われてしています。

産後鬱の治療にあたっているある専門医は、産後鬱の母親は家事が止まると自分へのダメだしを繰り返し、どんどん悲観的になっていく。育児や家事を回すための直接支援によって、信頼できる支援者に子供を任せる事ができる時間を作る事が必要だと語っています。

他の自治体でも、訪問家事支援事業に向けて人材育成のため認定産後ドゥーラの養成に乗り出していますが、美浦村でも母親が信頼できる支援者の人材確保のための受講料補助に対する見解を伺わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 産後ドゥーラは、一般社団法人産後ドゥーラ協会が要請し、認定を受けた産前産後の母親と暮らしを支える専門家です。産後ドゥーラは、家事も育児も心配事も丸ごと相談できる、心強いサポーターと認識しております。

また、産後ドゥーラをはじめ、適切な訪問支援員が家事や育児養育において支援を要する家庭の居宅訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援や養育支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことに寄与するものと期待されています。

本村においても、今後も適切な人材を確保し、単なる家事育児の手伝いによる一時的な負担解消だけでなく、家事・子育て支援を通して支援対象の家庭が自立して生活できるよう、支援対象者の環境を整えていける体制を整えてまいりたいと考えており

ます。

産後ドゥーラ養成講座の受講料補助につきましては、産後ドゥーラの資格が民間資格であり、また、県内でも受講料の補助を行っている市町村はないことなどを勘案し、受講料の補助を行うことにつきましては、他自治体の状況や住民ニーズの分析などを行い、研究してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 研修等への国の補助がつかますので、本村での事業体制が整ったときには、ぜひ検討されることを希望いたします。

それでは、資料を御覧ください。みんなのオカンという資料でございますが、これは阿見町の産後ドゥーラから提供していただきました。

近隣では、つくば市の産後ドゥーラが、かすみがうら市の多胎児妊産婦等サポート事業で関われるということでございます。阿見町にもこのような産後ドゥーラの方が県内で活動されていますけれども、美浦村もそのエリア内ということでございますので、お伝えをさせていただきます。

そこでお話を伺ってきましたところ、自身もお2人のお子様を育てながらの活動なんですけれども、大変ではないのかなとお聞きしましたところ、好きなことなので楽しいし、自身の経験も生かして、ママさんに寄り添って、赤ちゃんに癒されていますと、穏やかさの中にもプロとしての誇りを感じました。

次の資料でございます。

また、村内で数年前から産後ケアとして新しく自宅を改装して、保健師と保育士の姉妹で取り組んでくださっている方もいらっしゃいます。

施設が近くにあることはありがたいことですが、このような最新の産後ケア情報の周知についてどのようになされるか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 現在の産後ケア事業の周知方法ですが、ホームページへの掲載や、妊娠届時、さらに妊娠8か月時では、主に電話にて妊婦の心身の状態、出産準備状況、協力者の有無など、確認しております。

また、出産後については、全戸訪問にて情報を提供しております。

このように、各場面における伴走型支援において、産後ケアが必要な方に対しては利用の勧奨などを行い、出産後の心身の不調や育児不安などが軽減できるよう努めております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 今後も必要な情報が必要な人に届く取り組みが継続されずことを御期待申し上げます。

子育て世帯訪問支援事業は、子ども・子育て支援事業計画に位置づけるということ

で、国、県の財源負担があります。

当然、改正児童福祉法に関する事業についても、本村として、子ども・子育て支援事業計画策定の作業の中で、何らかの取り組みが検討されていることと思います。

そこで、来年度から始まる第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画の中では、子育て世帯訪問支援事業はどのように盛り込まれているか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画は、本村の幼児期における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、子ども・子育て支援の基本的な方向性を示し、子育て支援施策の総合的かつ計画的推進を図ることを目的として策定いたしました。

計画の体系でございますが、二つの計画に分類されております。

一つ目に、子ども・子育て支援事業計画でございます。こちらは、教育・保育の提供体制と、地域子ども・子育て支援事業の充実のため、施設と事業の量の見込みと確保方策を定めています。

二つ目に、次世代育成支援行動計画でございます。こちらは、1安心して子どもを育める環境づくり（妊娠・出産・乳幼児期の支援）でございます。2子どもが心身ともに学び育つ環境づくり（学童期等の支援）でございます。3子育て家庭をしっかりと支える環境づくり（子育て家庭全般）、4全ての子育て期を通した総合的な子育て環境づくり（貧困・虐待・特別支援）などに関わるものでございます。以上の四つの基本目標を掲げ、それぞれに施策の展開を図り、子育て支援施策を定めています。

これらの施策を推進し、より一層充実させていくための令和7年度予算でございますが、表を御覧ください。

子育て支援、子育て広場事業、ファミリーサポート事業で1,706万6,000円、放課後児童健全育成事業で4,472万3,000円、子供のための教育・保育給付事業で5,243万4,000円、母子保健事業——妊婦・乳児健診等で1,099万3,000円、子育て世代包括支援事業で3,256万9,000円を計上しております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 細やかに御説明頂きましたので、とてもよく分かりやすかったです。本当にありがとうございました。

それでは、次の資料、産後ドゥーラ協会理事の柳川さんの活動写真を見ていただきながら、ちょっとお話をさせていただきます。

来年度中に、子育て世帯訪問支援事業を立ち上げが大きな課題であると考えます。人材の養成やサービス提供、村の事業全体の中での連携のとり方など、検討課題は少なくありません。担い手の養成確保が、何より重要課題であると考えます。

産後ドゥーラは、1人で3人をこなすプロの人材です。事業費や研修費についても、

国の補助が得られることが決まっております。利用されている方はとても喜ばれて、安心して子育てできるという声を多く伺っております。赤ちゃんが愛情一身に受け、心豊かな人育てができる美浦村でありたいと願う一人として、養成講座への受講料補助の検討がなされ、必要とする方が利用できる情報の提供によって、真に効果のある、よりよい事業を構築していただきますよう御期待を申し上げまして、子育て支援の充実についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、2点目、防災教育について質問をいたします。

本年は、6,434人の命が失われた阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年、阪神・淡路大震災の被災地域の方に行ったNHKの調査では、震災を経験した6割余りの人が記憶や教訓が風化していると思うと答えています。この調査の中で、記憶の継承に有効だと思う手段についての質問では、10代と20代では学校の教育が31%と最も多くなり、若い世代が防災教育の有効性を実感していることがうかがえます。

そこで、本村の防災教育についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 小山学校教育課長……じゃなくて、小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村における防災教育については、学校安全計画をもとに、防災学習と防災指導の二つの視点を柱として、発達段階に応じた防災教育に取り組んでおります。

一つ目の柱の防災学習では、児童生徒が地震や風水害などの自然災害について十分な知識と対応力を身につけることを目的として、教科指導を中心に学習を行っております。

まず、小学校の取り組みを申し上げますと、1年生の生活科において安全な登下校の学習、3年生では社会科において地域社会における災害及び事故の防止についての学習、五、六年生では理科において地震による土地の変化と自然災害や雨の降り方と増水に関する学習、これらを通して地震や風水害への備えと対応について学習を行っております。

また、中学校では、小学校の学習を土台として、理科において地震や気象のメカニズムについて科学的な視点での学習に取り組むとともに、自分たちが住んでいる地域の地形にも注目しながら、防災及び減災について地域の一員として考える学習活動を行っております。

二つ目の柱である防災指導においては、避難訓練を年間3回実施しており、地震、火災、風水害等の災害に応じた学校内での避難経路の確認から、家庭と連携を図った小・中学校合同引き渡し訓練等に取り組んでおります。

また、過去に経験した東日本大震災や今後予想される南海トラフ地震についても、経験者や専門家からのお話を聞く活動等を設けながら、防災について適切な意思決定ができるような指導も行っております。

さらに、近年力を入れているのが、学校施設等の安全点検についてです。これまで、教職員の視点のみで行っていた学校内外の危険箇所の点検を、児童生徒の視点からの意見を取り入れた安全点検に発展させ、児童生徒自身の危機管理能力の向上を図ることにも力を注いでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、次の資料を御覧ください。内閣府のホームページ内容でございます。

次の質問でございますが、文部科学省では、防災教育の狙いを三つ挙げていますけれども、本村の具体的な教育方針をお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村において最も危惧される災害は、大規模な地震による災害が想定されるということです。

直近の大規模な地震災害といえば、昨年元旦に発生した令和6年能登半島地震が記憶に新しく、能登半島はいまだ復興の途上にありますが、この災害に関して内閣府が防災教育についての特集のホームページを掲載しております。その中で、防災教育は究極的には命を守ることを学ぶことであるが、そのためには災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、その在り方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を行うこと、そして、それを実践に移すことが必要となるとしており、文部科学省では学校における防災教育の狙いを、一つ目は、災害時における危険を認識し日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。二つ目は、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。三つ目は、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにすると示されております。

本村の防災教育については、ただいま申し上げましたような防災教育の狙い等を踏まえ、美浦村教育基本方針の安心・安全な学校づくりの中で、「自分のいのちは自分で守る」とのテーマのもと、防災教育の推進に取り組んでおります。

推進の柱としては、一つ目が防災に対する知識・理解の向上及び減災対策、二つ目が災害発生時の対応、三つ目が地域家庭との連携、この三つを掲げ、いつどこで発生するか分からない自然災害に対し、児童生徒自身が身に迫る危険に際して、自らの命を守り抜くための自助や自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身につける共助、公助について取り組むことができる力の育成を目指しております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ここより、再質問3種類させていただくわけですが、まず1点目、防災教育を行った後に感想等のアンケートを行っているかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

防災教育を行った後に、アンケートによる情報収集は行っておりませんが、避難訓練の際には小・中学校全校の各学級にて児童生徒一人一人の振り返りシートをもとに、避難の様子をクラス全体で共有するなど、防災教育の感想等による振替を行っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 振り返りを行っているということを伺いました。

次ですが、子供たちはマイ・タイムライン等の作成をしているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

県の通知では、洪水ハザード内の小学校等については、児童生徒たちが有事の際に自分の命を守る適切な行動がとれるよう、マイ・タイムラインの作成を取り入れた授業を計画し、実施するようにとの依頼がされております。

なお、本村の小・中学校は洪水ハザード内に所在していないことから、現時点ではマイ・タイムラインの作成は行っておりませんが、今後は児童生徒の防災意識を向上させるため、学校においてマイ・タイムラインの作成を取り入れた授業の実施について、検討をお願いしたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 現在はしておりませんが、今後は検討していくという答弁でございましたので、本当に100%ないとは限りませんのでね。何とか万が一あったときのための防御策として、そういう体験をしていくこと大事ですので、ぜひ今後前向きに導入の時期を早めていただけたらと思います。

次にですが、防災教育の習熟についてどのように確認をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

防災教育の習熟についての確認につきましては、例えば避難訓練では、全ての児童生徒に事前指導を十分に行い、真剣に取り組むよう指導する中で、危険な行為につながるような行動をとる児童生徒が確認された場合には、担任は何が悪かったか、どうすればよかったかを児童生徒と一緒に考えるとともに、児童生徒一人一人の振り返りシートを毎回確認し、避難訓練で感じたことや改善点を把握することにより、確認を行っております。

また、防災教育に関わる事業では、児童生徒の発表や活動の見取りから、授業の振り返りを担任や教科担当が行うことにより、防災教育に関する習熟度を確認し、次の授業に生かすよう、改善を図っております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 次の事業に生かすように改善を図っているという言葉に、安心をしたところでございます。

小・中学校では、内閣府や文科省の指導どおり細やかな指導と聞き取りをされていることが確認できました。

東日本大震災のときの岩手県釜石市の例は皆さんの記憶にも残っていると思います。津波でんでんこの教えと日頃からの防災教育がなされていたので、全児童生徒約3,000人が教職員の指示のもと即座に高台に避難したのですが、その場所も崖が崩れそうな状況を見て、中学生が自ら小学生の手を引いてさらに上の高台に避難をしました。最初に避難した高台はすぐ後に津波によって水没したことから、子供たちが自ら自分たちの命を自分で守ったという、いかに日頃の防災教育が大切かということがうかがえる事例でありました。

防災教育をしっかりと受けた美浦村の子供たちも、どこで災害、震災に遭っても、自助、共助の精神を持ち続けてほしいと願うものでございます。

次に、学校現場以外でも、多くの取り組みが行われています。

そこで、本村の行政機関、企業、地域での取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

消防防災を担当しております生活安全課の取り組みといたしまして、令和5年度に大谷小学校より依頼を受け、5年生に対して防災に関する事業を実施しております。

議員御指摘のとおり、子供たちの防災教育は大変大切であると考えており、本年度は生活安全課から各小学校へ提案を行いまして、9月に安中小学校の4・5年生、木原小学校の4・5年生、大谷小学校の5年生を対象に、東日本大震災時の被害写真等

を交えながら、防災に関する基本的な事業を行っております。

なお、事業は、村消防主任と稲敷広域消防本部から本村に派遣されている職員で進め、いざというときの行動や心構え、家庭での備えの大切さなど、現役の消防士ならではのお話に児童の理解もより深まったのではないかと考えており、来年度以降も教育委員会並びに小学校と調整の上で実施をしてみたいと存じます。

続きまして、村民の皆さんを対象とした事業等でございますが、本年度は7月に浸水被害を想定した洪水ハザード内避難訓練を、今月15日には防災訓練を実施しております。また、11月にいなほ消防署と共同で実施した美浦村消防フェアでは、より多くの子供たちや若い世代の皆さんが訪れていただけるよう工夫をしているところであり、小さいお子さんが体験できるコーナーを多く設け、事前に教育委員会で運用をしている保護者への連絡アプリ「スクリレ」を活用するなど、啓発に力を入れ、おおむね250人、大変多くの親子などに参加を頂きました。

次に、地域の取り組みでございますが、自主防災組織を結成している地区での防災訓練時において、防火や防災に関する講話等を行っております。

活動実績といたしまして、令和5年度は木原地区、花見塚地区、大谷地区、令和6年度は花見塚地区、布佐地区、大谷地区、舟子地区となります。

企業における個別の取り組みにつきましては把握はしておりませんが、今後、村防災訓練へのブース出展など、企画や調整を行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 学校等へ働きかけ、出前講座等を行っていることを考え、敬意を表する次第でございます。

学校での出前講座は、保護者の方に伺ったところ、とても好評のようでした。また、継続を望むところでございます。

また、昨年の防災フェアに続き、今年の防災訓練も約300人以上の方が参加で盛況に行われ、参加された御家族の皆さんも感動されたり喜ばれたり、キッチンカー出店でゆっくり飲食ができる空間もあり、笑顔でお帰りになる方々の様子を見て、大成功のイベントだったと感じました。関わられた皆様に、感謝を申し上げます。お疲れさまでございました。

そこで、再質問いたします。

平成29年第4回の一般質問において、防災博士認定について質問させていただき、次の年に、小学校で防災訓練に参加した子供に、防災講座参加賞の賞状を配布したことがあります。

今後の防災訓練にこられた方々に参加賞等をお配りする等のお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

防災について学んでいただくには、まずは参加していただくこと、関心を持っていただくことが重要であると考えております。

さきに答弁いたしました消防フェアでは、煙体験、消火体験などの体験コーナーを設け、スタンプラリーで多くの方に参加いただきました。

このような楽しい企画を充実させた上で、さらに講座などしっかり学ぶコーナーも加え、その参加者には認定証やグッズを交付するなど、一層の防火意識の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きな答弁をいただきました。毎年楽しみにしてもらえる工夫を、よろしくお願いいたします。

次に、自主防災組織の推進力となる人材育成として、茨城県防災大学の受講の推進及び周知をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

防災大学に関する周知につきましては、茨城県の事業として、茨城県が広報活動を行っておりますが、本村でも自主防災組織による活動時や各訓練時において、防災担当職員が周知に努めております。

さらに、区長副区長会においては、防災啓発の中で、防災大学についても直に御案内をさせていただいております。

今後も同様の周知活動と、村広報紙、ホームページでの周知にも努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 今後は防災大学の受講案内があったときに、ホームページのトップ画面や広報等での周知もなされることで、防災意識が少しずつ高まることを期待したいと思います。

次に、現在村で締結している災害協定はどこと結んでいるかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本村では、友好交流自治体との災害時総合応援に関する協定をはじめ、資料でお示しさせていただきましたように、医療、福祉、食料、物資、輸送、ボランティア支援

など、公的機関や民間の皆様と幅広く協定を締結しているところです。

なお、協定締結に際しましては、議員各位の御指摘により、調査並びに研究を行い、実現化したものも多くございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 大変に多くの団体会社と提携していただいていること、感謝を申し上げます。多くの締結により、本村での災害時支援が充実しているということが分かりました。

それでは、次の資料を御覧ください。

5日で5,000枚の約束という、ホームページですけれども、畳店ネットワークで、5日で5,000枚の約束という、災害時に全国の畳店から避難所に新しい畳を無料で届けるプロジェクトがあります。避難場でスリッパ等であることがうるさく眠れない人がいて、畳なら音はせず、なおかつ保温性もあり、助かっているとのこと。運搬費もかからず、無償とのことで、締結されている自治体が全国に広がり、近隣では利根町がつい最近締結されたとのことでした。

本村も締結してはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 林議員の御質問にお答えいたします。

災害時における避難除対応策の一つといたしまして、事例調査と研究をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村での持ち出しは一切なく、畳代から運搬費費用まで全て無料提供ですので、悩む材料は全くないと思いますけれども、ぜひ前向きに研究をされて、早期の締結がされますことを期待して、防災教育についての質問を終わらせていただきます。

最後の質問に入ります。

補聴器購入助成について、質問をいたします。

全国では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める取り組みが広がっています。補聴器の普及で高齢者になっても、生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

県内においても、令和6年度から補聴器助成制度事業を開始する自治体が増加中です。

次の資料を御覧ください。

茨城新聞掲載記事の資料でございますが、記事の中では、利根町では来年度より補助を実施する予定となっていて、龍ヶ崎市では当初予算分では足りず、補正を組むほど申請者が多いとの現状が記されております。

本村の難聴者の現状と事業への取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えします。

現在、難聴の患者数は全国で1,400万人とも、1,500万人とも言われ、国民全体の10%を超える数となっております。

難聴は幅広い年代で誰しもある可能性があり、耳が聞こえにくくなってくると家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかず、日常生活に影響を及ぼすばかりか、中年期・高年期の難聴は認知症の発生リスクを高めると言われております。

慢性中耳炎や耳垢栓塞などによる電音難聴などは、投薬や処置により改善が見込まれますが、加齢による加齢性難聴などの改善困難な難聴は、議員御指摘のとおり、補聴器を利用することによりコミュニケーション障害を改善し、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防につながります。

このため、国や自治体でも難聴の支援に尽力しており、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、聴覚障害認定者が補聴器を購入した費用の9割を原則として公費で負担しております。

しかしながら、障害者手帳交付の対象とならない軽度・中等度難聴の方に対する支援は、万全とは言えないところでございます。

本村においては、聴覚障害を有する児童を対象に、平成27年度から美浦村軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業を実施しておりますが、利用がない状況にございます。

こういった現状において、県内の他市町村では、主に高齢者で軽度・中等度難聴の方を対象とした補聴器購入助成制度を開始しており、平成12年に助成を開始した合併前の総和町、現在の古賀市でございますが、総和町を初めとしまして、令和5年度に3市町、令和6年度に6市町村が開始し、現在は10市町村が助成事業を行っているところでございます。

令和7年度からは、利根町と河内町がそれぞれ開始する予定となっており、新潟県では県内全ての市町村で補助制度を導入しているなど、全国的にも支援の広がりが見られ、必要性の高まりを感じているところでございます。

議員御質問の本村における難聴者の現状についてお答えいたします。

聴覚障害による障害認定者は1級が1名、2級が3名、3級から6級が19名で、計23名、障害認定を受けている方がおりますが、障害に至らない軽度・中等度難聴の方の把握はできておりません。

次に、高齢者の補聴器購入助成事業への取り組みについてもお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますとおり、高齢者の快適な日常生活やよりよい社会参加を支援するために、補聴器購入の助成事業は、認知症の予防、健康寿命の延伸につながる効果的な支援策であると思われますので、検討してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 御説明ありがとうございました。

県内でも導入されている古河市と稲敷市は診断書を不要とするなど、購入しやすい状況をつくっております。少しでも補助してもらってありがたいという方がいるということ伺いました。ちょっとした聞き取りづらさで、何度も聞き直すことが恥ずかしくて聞こえるふりをしてしまって失敗したり落ち込んだりと、精神的につらい思いを抱えて過ごしている方が多いようです。

補聴器補助することで購入できる人が増えて、日常生活を生き生きと自分のできることを自信を持って行い、楽しい人生を送る人が増えることは確実です。

そこで、村長にお尋ねいたします。美浦村の人口でしたら、そんなに予算はかかりません。部長の答弁では、前向きな答弁を頂きました。

団塊世代の方が後期高齢者となり、症状が重くならないうちに補聴器購入助成を導入できたらと考えますが、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 林議員の質問に、時間を過ぎましたが、お答えをしたいと思います。

令和7年中、利根町と河内町も準備をするということでございます。美浦村も新年度予算には載せておりませんが、支援の、また6月の議会、また9月とありますけども、ぜひ、その中で補正として、できれば令和7年度中に河内町、利根町にあまり遅れをとらない範囲で、美浦としても支援ができればと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） どうもありがとうございました。

こちらの時計で終わっているんですが、こちらの時計では54分ってなっているものですから、もっとゆっくりお話ししていただいても大丈夫だったんですけど、大変失礼をいたしました。

とても、補正を組んでもというふうに前向きな答弁をいただき、本村長には本当に敬意を表する次第でございます。

この話を聞いて、多くの高齢者が喜ばれると思います。

ぜひ、補聴器購入制度の予算化がなされることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 1 分 休憩

午後 3 時 1 1 分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5 番議員 松村広志君登壇〕

○5 番（松村広志君） 皆様こんにちは。5 番議員の松村です。よろしくお願いいたします。

初めに、さきの大船渡市山林火災で被害に遭われた方々、そして、1 年前に起きた能登半島地震で被災し、再建の途上におられる方々に対し、深くお見舞いを申し上げます。

私も、本日午前に行われた木原小学校最後の卒業式に参列させていただきました。深い感動とともに、児童達の今後の活躍に強い期待と、改めて祝意を贈るものでございます。

SDGs、持続可能な社会づくりについて、これまでも申し上げてまいりました17のゴールは、それぞれは経済、社会、地球環境の三つの項目で捉えることができます。この三つの項目は、人が暮らし、生きていく上で欠かせないものとも言えます。

目標最後の17、持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化するのは、SDGsを全ての人々が達成する際の人と人とのつながりを表わしているとも言えます。これは、本村の総合計画の基本理念に掲げる、自然豊かな地域資源を生かした村づくり（空間軸の視点）、暮らし続けられる持続可能な村づくり（時間軸の視点）、小規模ならではの強みを生かした先進的な村づくり（社会軸の視点）とも強く共鳴するものと感じております。

人や大地、そして自然との対話を抱きながら、4 点の質問をさせていただきます。

一つ目は、ヒアリングフレイルへの対応について質問いたします。

加齢により、聴覚機能が衰え、フレイル状態に陥ってしまうことを、ヒアリングフレイルと言います。放置すると、認知症や鬱病などのリスクが高まる大きな問題は、聴覚機能の低下により、コミュニケーションがうまくいかないなどをきっかけに、家族や周囲、医療介護従事者から認知機能の過小評価を受けてしまうことであります。ヒアリングフレイルは、聴覚機能の低下により引き起こされる体の衰え、フレイルの一種です。原因や問題について、これまで症状に対し、ヒアリングフレイルという名称をつけ啓発活動をされてきた聴脳科学総合研究所の中石真一路所長は、最も大きな問題点は、聴覚機能の低下によりコミュニケーションがうまくいかないことをきっかけに、家族や周囲、医療介護従事者から認知機能の過小評価を受けることだと言われ

ております。

令和6年9月に高齢者社会対策大綱が決定され、加齢による難聴等への対応が追加されました。

本村の考えと取り組みをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

加齢により聴覚機能が衰え、フレイル状態に陥った方が放置状態になってしまうと、日常生活にも影響を及ぼし、認知症などのリスクの高まりが心配されます。

また、議員御指摘のとおり、実際は聴覚機能の低下によるコミュニケーション障害であるのに周囲に理解されず、身体機能や認知機能の低下と誤解されやすくなることも懸念されます。

高齢社会対策大綱に規定される、加齢による難聴等への対応への取り組みについてお答えいたします。

令和6年9月に内閣府が改定した高齢社会対策大綱におきまして、新たに明記された、加齢による難聴等への対応の項目では、難聴が高齢者の就労や社会参加の障壁とならないよう、社会全体で難聴への理解を深めることが重要とされております。

しかし、社会全体において、難聴があまり理解されず、認知症のリスクや日常生活への影響など、深く浸透していない現状がございます。国立長寿医療センターの統計によると、難聴有病率は80歳以上の男性で84.3%、女性で73.3%と言われる一方で、日本補聴器工業会が行った調査では、難聴を自覚している人の割合は75歳以上で34.4%となっており、難聴有病者と難聴を自覚している人では大きな乖離があります。御家族の指摘などで難聴に気づく方も多いと思いますが、特に独居や高齢者夫婦のみで生活されている方は無自覚になりやすく、たとえ自覚されていても自発的に受診などの行動につながることは少ないと思われます。

このような状況からも、多くの方に難聴に対する正しい知識と、早期発見、早期受診の重要性を理解していただくため、周知方法などを検討しながら、啓発活動に取り組んでまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） さて、中石所長によれば、福岡大学と共同で行った研究では、認知症の検査を受けた高齢者の患者に対し、数か月後に声が聞こえやすい環境を整えて再検査を行うと、87%の人は結果が好転したようです。

つまり、認知機能検査の点数が悪かった原因は、検査をする人が大きな声で対応しても、その声を聞きとれていなかったことでした。そして、聞こえないことで、認知症検査の結果が悪化することも分かったわけです。

中石所長いわく、ここで重要なのは、耳が悪いことを伝えにくい環境であること、

もう一つは、伝えても大きな声で対応されるものの、言葉として理解をできず、諦めてしまうことです。

多くの人は、難聴と聞くと、大きな声を出して話しかけます。しかし、これは間違いです。難聴には種類があり、特に感音性難聴は大きな声を出しても、言葉として理解することは難しい状態になっています。

大きな声で話しかけられることは、難聴の人にとってもストレスがあります。この状況が続くと、本当は聞こえていないのに、はいはいと適当に相槌を打つようになります。話しかけている側は反応があるので、自分の話を理解してくれていると認識します。こうなれば、聴覚機能が低下していることは見過ごされ、周りは認知機能が低下しているのかしらと判断するケースが見受けられます。この結果、次第に人と話すことや外に出る機会は減り、認知機能低下のリスクにつながります。

加齢によって耳が悪くなることは、誰でも経験します。問題なのは、このような状態になったときに、周囲の家族や知り合いの理解があるかどうかです。

難聴は目に見えません。話しかけても以前より反応しなくなった、好きだったテレビを見なくなったなど、日頃の生活で気になった点があれば、難聴の可能性を頭に入れて、積極的に会話する、声の大きさに気を配るといった工夫が大事だと話されております。

そして、聴覚の状態を確認するためのアプリ「みんなの聴脳力チェック」——聴脳力というのはこっちの聴脳力ですので、などの活用も進められております。

そこで、本村でのこれからの周知と対策に向け、既存のアプリやチェックリストなどの活用について伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 周知と対策に向けた既存のアプリやチェックリストなどの活用についてお答えいたします。

NPO法人日本ユニバーサル・サウンドデザイン協会で意識啓発をしているヒアリングフレイルでございますが、この協会では、本人や御家族はもちろん、難聴の高齢者に関係する医療、介護従事者への正しい理解と周辺リスクの理解、早期発見と専門職の早期介入が重要であるとし、聴力低下リスクのチェックリストや聴力をチェックできるアプリの活用などを推奨しております。

実際に幾つかの自治体では、ヒアリングフレイルの啓発をもとにしたチラシの作成や、講演会の開催など、周知啓発活動に取り組んでおります。

一例として御紹介いたします。大阪府豊中市で配布しているチラシを御覧ください。

豊中市では、協会と連携し、聴力チェックアプリの推奨や、実際に会場で聴力チェックを行ったりしています。社会全体に難聴への理解と早期発見、早期受診を進める上で、関係団体と連携した啓発活動は有効であり、既存アプリなどは非常に有効なツ

ールであると言えます。

今後の周知、対策などにつきましては、他自治体の取り組みなどを参考にし、既存のアプリやチェックリストなどの活用も視野に入れ、周知に努めてまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひ、お取り組みをよろしくお願いいたします。

残された家族に負担をかけないように、人生の終わりについて考える活動が終活であります。

中でも、スマホのパスワードや有料サービスの利用状況など、生前に整理するデジタル終活が注目されております。

近年、高齢者本人が亡くなった後、利用していたスマホやデジタルサービスのIDやパスワードが分からず、遺族が契約内容確認や解約をできないトラブルが急増しております。現在、個人の持つ重要なデジタル情報や資産はスマホに集約されつつあるため、遺品をする上でもスマホのロック解除は大事な作業です。

このような状況にならないように、生前にデジタルな情報や財産を整理するのが、デジタル終活の趣旨です。

身の回りのデジタル財産の見える化、本村の周知と支援について伺います。

さらに、令和4年第3回一般質問で御提案させていただきましたエンディングノートについて、その後の見解などもあわせて伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

終活とは、人生最後の時を意識しながら、もしものときに備えることで、残りの人生を前向きに生きていくための活動です。

具体的には、身の回りの整理や葬儀、墓の準備、円滑な相続のための準備など、まとめて終活と呼ばれ、自分自身が最期の時を迎える過程で、自分が何を大切にしているか再確認し、より豊かな人生を送るための活動であります。

しかし、終活が行われず、整理がつかないまま最期を迎える方も多く、実際に身寄りがなく亡くなられた方に対応するケースが増えており、御遺体の引取り手がなく、親族での葬儀が行われないケースや、遺産や備品などの整理も進まないケースも多々ございます。

御自身のため、御遺族のためにも、財産の整理や身の整理など準備しておくことが大切であると考えます。

議員御質問のデジタル終活につきましても、インターネットやデジタル環境での自信の情報や遺産を整理する上で、重要な準備であると言えます。現代社会においてデジタル環境で扱う情報は膨大になっており、高齢者の利用も増えております。総務省

が行った通信利用動向調査では、SNSを利用している割合は、50代で8割、60代で7割に達しており、電子マネーなどの普及も考えると、デジタル終活の必要性はますます高まっていくことと思われます。

デジタル終活は、インターネット上に保管されているSNSや写真・動画などのデジタル品や、電子マネーなどのデジタル遺産などを整理して、パソコンやスマホのIDやパスワードサービスや、アプリのアカウントなども書き出しておく必要があります。

令和4年第3回議会では、松村議員よりエンディングノートの活用につきまして一般質問をいただいております。

現在、福祉介護課では、終活に関して、財産分与や葬儀など、自分自身の考えや規模などを御自分や御家族のために記しておく「美浦村わたしの未来ノート」と題したエンディングノートの作成に当たっており、年度内には完成する予定でございます。ぜひ、デジタル就活を行う際にも御利用頂けたらと考えております。

今後、エンディングノートの配布に当たり、デジタル就活も含めた終活の必要性や就活に当たっての「美浦村わたしの未来ノート」の活用についても周知してまいります。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

また、美浦村わたしの未来ノート、いわゆるエンディングノートを今年度中に作成とのこと、深く感謝いたします。今後のデジタル終活の周知と併せ、よろしくお願いいたします。

以上、人との対話について、2点をお尋ねいたしました。

大規模災害の備えとして、井戸の重要性が高まっております。

昨年元旦の能登半島地震の際には、浄水場や水道管が破損し、最大でおよそ13万戸に及ぶ断水が起き、生活用水などが著しく不足する深刻な事態になりました。断水は長期化し、復旧に半年近くかかった地域もある中、井戸の水を活用して何とかしのいだ住民もおられ、そこから大規模災害の備えとして、災害用井戸を整備しておくことが重視されるようになってきました。

では、災害の際に活用できる井戸は、各地にどのくらい存在するのか。

政府は、昨年11月11日から12月20日にかけて、災害用井戸に関する実態調査を初めに行い、自治体が管理する公共の井戸に加え、企業や個人などが所有する登録済みの民間の井戸についても調べるアンケートを実施しました。東京23区含む1,741市区町村のうち、1,490の自治体から回答が得られ、この調査の結果が2月4日に公表されました。それによれば、災害発生時に活用できる公共の井戸のみがある市区町村は124、民間の井戸のみがあるのは195、公共と民間の両方の井戸があるのは154にとどまっていることが分かりました。

つまり、全体の実に7割近くを占める1,017の地区町村には、災害用井戸がないということになります。

実態調査を踏まえ、政府は災害用井戸の整備を促進するための工事の流れや水質の目安などに関する指針を作成し、今年3月末までに自治体に周知されるようです。

本村上舟子に最近設置された井戸をはじめ、現在、村外に活用できる井戸の数や、今後の村の展開などについてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

上舟子地区に設置されました井戸は、昨年、舟子地区自主防災組織が設置した手動式の井戸で、災害時における地域住民の飲用水以外での、主に生活用水の使用を目的として整備されているようです。

本村で設置している井戸は、現在、大山水防拠点に1か所、村健康農園にそれぞれ1か所、計3か所でございます。

個人宅等で活用できる井戸の数につきましては把握しておりませんが、上下水道課において井戸水の水質検査の受け付け件数が毎年約15件あることから、同数程度、飲用水等に利用されている状況にあると考えられます。

村地域防災計画では、食料の備蓄目標として、想定罹災人口の3日分の食料備蓄に努めるとしており、この間の飲用水の確保につきましても1日3リットルを目標とし、ペットボトル等の備蓄に努めています。

なお、役場、中央公民館、デイサービスセンター、文化財センター、中学校、旧小学校には水道水の受水槽と貯水槽があり、最大155立方メートル、155トンになり、災害時活用できるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） また、政府の実態調査によると、災害発生時に活用可能な井戸がある473の市区町村のうち、水質検査をしているのは40%にとどまっており、井戸の使用訓練をしているのは11.2%と僅かでした。そのため、政府が作成する指針などは、井戸の定期的な水質検査の実施や、地域防災計画に井戸の活用を含めることなども求める意向が示されております。

そこで、本村内の井戸の定期的な水質検査の実施、また、地域防災計画への考えについて伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

井戸水は、災害時などにおいては濁りが出ることも多く、飲用水として利用するこ

とは衛生面から好ましくないこと、設置費用や維持管理等の点から、村が飲用水を目的とする災害用井戸を村内施設へ整備することは、現在のところ検討をしていないことから、さきに述べさせていただきましたように、保存水の確保に努めてまいります。

一方、災害時におけるトイレ、掃除、洗濯などの生活用水の使用などを目的とした民間事業所などとの災害時協力井戸への登録につきまして、近隣市町村の対応も参考に研究を行い、地域防災計画との整合性も図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（塚本光司君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 前向きな御答弁ありがとうございます。御対応をよろしくお願いいたします。

以上、大地との対話について、お尋ねをいたしました。

地球温暖化対策として、政府は二酸化炭素（ CO_2 ）などの排出を2030年度に、13年度比で46%削減する目標を掲げております。

達成に向けては、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動として「デコ活」を進めており、昨年10月までに、全国47都道府県がこの宣言を行っております。

デコ活とは、脱炭素を意味する英単語 *Decarbonization*（デカーボナイズーション）と、*Eco*（エコ）を含む“デコ”と活動・生活の活を組み合わせた造語です。

民間調査によると、脱炭素という言葉を知っている人は9割に上る一方、実際に行動している人は3割にとどまる。行動に移せていない原因は、今よりもお金がかかりそうだから、具体的に何をしたらよいのか分からないが多かった。そうした中、国民の行動変容、ライフスタイル転換を強力に促そうと、政府が2022年10月に立ち上げ、2023年7月に愛称を決定した国民運動が、このデコ活であります。

本村の取り組みと、今後の課題や教育について伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

二酸化炭素の温室効果ガス濃度の増加がもたらす地球温暖化の影響は深刻であり、本村としましても、二酸化炭素等の排出量を削減するべく、対策を重視し、令和6年第3回定例会一般質問においても答弁をさせていただきましたように、様々な事業を推進しております。

特徴的な取り組みの一つといたしましては、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせる、「ボトルtoボトル」水平リサイクルに関する協定を稲敷市、江戸崎地方衛生土木組合及びサントリーグループと、令和6年3月27日に締結をしており、以来、共同で推進しております。この取り組みにより、資源を繰り返し利用できることから、石油由来原料から新たにペットボトルをつくるのに比べて、二

酸化炭素の排出量を60%削減することができます。

このほか、3R、リデュース（廃棄物の発生を抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の観点から、村民の御家庭を対象に廃棄される食用油の回収を年2回行っており、資源となったバイオディーゼル燃料を一部の公用車に使用しております。

持続可能な社会の実現に向けては、国や自治体はもちろんのこと、企業や各個人が温室効果ガス削減を意識した取り組みと生活を送る必要があります。

本村といたしましても、さきに申しましたような事業を率先して進めることにより、二酸化炭素排出量の削減に寄与する活動を、より多くの住民の皆様方に意識してもらえよう、施策の継続をしてまいります。

なお、その一環として、協定先の企業とも啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 教育の部分に関しまして、松村議員の御質問にお答えいたします。

本村の学校教育では、脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、子供たちが環境問題への理解を深め、実践的な行動につなげられるように、教科教育を中心に環境教育の推進を図っております。

小学校では、身近な自然の観察を通じて、生物や環境との関わりを学ぶ学習を中心に取り組んでおり、霞ヶ浦の湖上体験活動を行うなど、美浦村にとっての関わりの深い環境についての理解を深め、脱炭素に向けた意識の醸成を図っております。

中学校では、技術科の中でエネルギー問題や再生可能エネルギーについて取り上げ、脱炭素に向けた理解を図るとともに、実際に再生可能エネルギーである太陽光発電を活用した照明機器の製作実習に取り組むなど、実践力の育成にも力を入れております。

また、近年は、江戸崎総合高等学校との連携のもと、自動車エンジンの分解・組み立て実習を通じて、エネルギー変換の仕組みを学ぶ体験学習にも取り組んでおり、幅広く環境問題を考える機会の創出にも力を入れております。

なお、デコ活につきましても、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動との趣旨を踏まえ、必要に応じて専門家による環境問題に関する授業やどこかにつながる体験等を取り入れていくことを図るなど、今後、学校教育において、次代を担う子供たちが脱炭素社会の実現に貢献できるよう、環境教育の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 各部の前向きな取り組みに感謝申し上げます。

デコ活推進へ、企業や自治体団体などが連携していく場として設けられたのが、デコ活応援団（官民連携協議会）であります。

昨年12月時点で2,000を超える企業や自治体、団体などが参画して、意見交換や情報共有が行われ、脱炭素に向け、製品やサービスの社会実装を目指す企業や自治体団体などのプロジェクトに対しては、補助金支給などの支援もあるようです。御参考までに述べさせていただきました。

循環経済は、原材料から製品を製造し、使用後に廃棄する従来の一方通行型の経済活動、リニアエコノミー（直線型経済）を大きく転換する考え方であります。多くの資源を輸入に依存する日本にとって、線形経済では将来的に自然資源の枯渇などのリスクが大きい。

一方の循環経済は、製品の生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、資源の効率化、循環的な利用を図り、サービスや製品の付加価値を高めていくシステムです。

政府が取りまとめた政策パッケージの柱の一つは、地域の再生可能資源を徹底的に活用するため、自治体間で先進事例の共有や処理施設の相互利用などを進める仕組みをつくることでもあります。

具体的には、資源循環自治体フォーラムを創設し、全市町村の参加を想定しているようであります。

2050年までに温室効果ガス排出量を、実質ゼロにするカーボンニュートラルの観点からも、資源循環は重要です。日本の排出量のうち、36%は廃棄物関係が占められているためです。例えば、アルミ缶を新品の素材だけで製造するより、再生材を使って製造するほうが、97%の二酸化炭素の排出を削減できると言われております。

世界では、循環経済への取り組みが加速化しており、欧州連合EUでは、自動車向け再生プラスチックの利用を義務づける規制の導入などが進み、対応しない製品は国内では売れなくなるなどです。

気候変動対策や生物多様性の保全などと同様に推進され、構造の強化が求められる循環経済、サーキュラーエコノミーの視点から、各家庭での使われない品々の有効利用への環境づくりについて、本村のお取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

大量生産、大量消費を前提とした資源の循環利用を想定しない時代から資源の持続可能な利用が求められる社会となっている昨今、本村においても、品々の有効活用環境づくりがなされております。

村民の皆さんによる身近な活動を申し上げますと、子育て支援センターでは、美浦ふれ愛プラザ内にて、乳幼児の服や育児用品などで不要となった品々を必要とされて

いる方々に有効活用してもらおうべく、スペースを提供し、多くの方に利用されています。

社会福祉協議会では、ボランティア団体が中心となり、各家庭で使われなくなった衣服や食器などを無料で受けており、村老人福祉センターにおいて常設展示、訪れた皆さんの中で希望される方に寄附という形で品物代を頂き、集まった代金の一部を地域や子育て支援事業に役立てております。

こうした活動は、村外のイベントに合わせての開催もされているようです。

また、サーキュラーエコノミーの観点から、フードバンクは食品ロス削減に貢献する取り組みとして知られておりますが、社会福祉協議会のフードバンクでは、企業や農家をはじめ、フードバンクを支援する団体、個人から寄附された食品を生活困窮者に無料で提供することも行われております。

このように活動のきっかけや目的はそれぞれではありますが、資源製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などにつながる活動と言えますので、支援をしていきたいと存じます。

一方、村職員も循環環境への意識を持って、それぞれが担当する業務に取り組んでおります。一例を申しますと、災害備蓄品は人数分を確保しなければならず、さらに食品や水には賞味期限があるため、期限になると必ず入れ替え、補充を行う必要があります。その都度、大量に廃棄する現実があります。災害対応業務でありながら、一方で、廃棄の問題も抱えていることを強く認識し、1度に大量の廃棄とならないよう、ローリングストックの観点から年次計画的な購入を進め、必要な場所に必要な分を、そして廃棄品は地域で必要な人に循環させることを徹底しております。

このように、行政として各部署が環境づくりにつながる活動を身近な施策、事業行動から推進をしていきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） これまでの本村の地道な、そして着実なお取り組みに、敬意を表するものであります。

長年にわたって、国連で途上国の防災力強化に取り組み、現在、災害統計グローバルセンター長、世界防災フォーラム代表理事などを兼務する東北大学災害科学国際研究所の小野裕一副所長は、これまで途上国の防災に携わってきた中で実感してきたことは、いくら防災を叫んでも、紛争や飢餓、貧困などの社会的課題を抱える地域では、防災はどうしても二の次になってしまうという事実です。日本でも、第2次世界大戦下にマグニチュード7.9の東南海地震が起き、1,000人を超える人々が犠牲となりましたが、敵国に被害を知られてはならないと報道規制され、災害自体がなかったことのようにされた過去があります。多くの資金が軍備に回され、若者が兵隊にとられるような社会では、防災が機能するはずがありません。世界各地で自然が猛威を振るって

いる昨今、災いを防ぐという１点で、人間同士で争うのではなく、あらゆる立場の人々が手を取り合っていく指導や哲学が求められていると思えてなりません。また、その平和を希求し、調和の世界が広がることこそ、防災の取り組みがきちんと働く社会の土台となるのではないのでしょうか、との言葉を御紹介し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後３時５４分 散会

**令和 7 年第 1 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号**

令和 7 年 3 月 2 1 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第 6 号 村道路線の廃止について

議案第 7 号 村道路線の認定について

議案第 8 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 16 号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

議案第 17 号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議案第 18 号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例

議案第 20 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第 21 号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 22 号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例

議案第 23 号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の全部を改正する条例

議案第 24 号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

議案第 25 号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

議案第 26 号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例

議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第33号 令和6年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第4号）

（委員長報告・討論・採決）

議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算

議案第36号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第37号 令和7年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第38号 令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第39号 令和7年度美浦村水道事業会計予算

議案第40号 令和7年度美浦村下水道事業会計予算

議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算

（議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

議案第42号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙

議長の議会運営委員の辞任の件

副議長の議会運営委員の辞任の件

議会運営委員の選任

江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙

議席の一部変更

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君

7 番 小 泉 嘉 忠 君
 1 0 番 林 昌 子 君
 1 2 番 沼 崎 光 芳 君

9 番 山 崎 幸 子 君
 1 1 番 小 泉 輝 忠 君

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	山 崎	満 男 君
総 務 部	長	吉 原	克 彦 君
保 健 福 祉 部	長	圓 城	達 也 君
経 済 建 設 部	長	岡 澤	光 一 君
教 育 部	長	小 山	久 登 君
総 務 課	長	笹 倉	英 雄 君
企 画 財 政 課	長	大 竹	裕 幸 君
税 務 課	長	佐 藤	大 吾 君
収 納 課	長	成 嶋	幸 子 君
住 民 課	長	中 島	紀美江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	葉 梨	美 穂 君
福 祉 介 護 課	長	柳 堀	浩 君
健 康 増 進 課	長	坂 本	聖 子 君
国 保 年 金 課	長	浅 野	洋 子 君
都 市 建 設 課	長	糸 賀	卓 也 君
経 済 課	長	正 慶	將 暢 君
生 活 安 全 課	長	富 田	正 寿 君
上 下 水 道 課	長	飯 田	和 徳 君
学 校 教 育 課	長	松 葉	時 男 君
子 育 て 支 援 課	長	葉 梨	裕 美 君
生 涯 学 習 課	長	石 川	大 志 君
幼 稚 園	長	矢 崎	和 子 君
大 谷 保 育 所 副 所 長	長	松 本	和 美 君
木 原 保 育 所 副 所 長	長	塚 本	美由紀 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長

米 澤 稔

書
書

記
記

田 代 恭 子
中 嶋 朋 幸

午前10時01分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第1回定例会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

これより、令和7年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第6号 村道路線の廃止についてを議題いたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第7号 村道路線の認定についてを議題いたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第9号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第10号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第11号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第12号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第14号 美浦村職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第15号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第16号 美浦村職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第17号 美浦村学校施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第18号 大山湖畔公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第19号 美浦村公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第20号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第21号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第22号 美浦村放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第23号 美浦村健康づくり推進協議会の組織

及び運営に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第19 議案第24号 美浦村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 議案第25号 美浦村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 議案第26号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 議案第27号 美浦村下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 議案第28号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第24 議案第29号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第25 議案第30号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第26 議案第31号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第27 議案第32号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特

別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第28 議案第33号 令和６年度美浦村水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第29 議案第34号 令和６年度美浦村下水道事業会計補正予算（第４号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第30 議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算までの7議案を一括議題とし、一括して審議いたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 山崎幸子君。

〔予算審査特別委員長 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 令和7年度美浦村当初予算の7議案について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は令和7年3月11日本議会において設置され、同日、議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算の7議案が付託となりました。

特別委員会は3月11日、17日の2日間開催いたしました。

3月11日の特別委員会においては正副委員長の互選を行い、指名推選により、予算審査特別委員長に私、山崎幸子、副委員長に林 昌子君が選任されました。

3月17日の特別委員会では、当委員会に付託された議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算の7議案について、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算から議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算について、いずれも全員賛成により可決いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第35号から議案第41号までの7議案を一括採決をいたします。

議案第35号から議案第41号までの7議案についての委員長の報告は、全て原案可決とするものであります。

本案7件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第41号までの7議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第31 議案第42号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都合により、副議長に議事の進行をお願いしますので、本席を副議長と交代いたします。よろしくお願いします。

〔副議長 塚本光司君着席〕

○副議長（塚本光司君） それでは、暫時の間、議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

先ほど、議長の下村 宏君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○副議長（塚本光司君） 追加日程第1 議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、下村 宏君の退場を求めます。

〔1番議員 下村 宏君退場〕

○副議長（塚本光司君） それでは、辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（米澤 稔君） 朗読いたします。

辞表願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和7年3月21日 美浦村議会副議長 塚本光司 殿

美浦村議会議長 下村 宏

○副議長（塚本光司君） お諮りいたします。

下村 宏君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、下村 宏君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

下村 宏君の入場を許します。

〔1番議員 下村 宏君入場〕

○副議長（塚本光司君） 下村 宏君に御報告いたします。

議長辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、下村 宏君に御挨拶をお願いいたします。

〔1 番議員 下村 宏君登壇〕

○1 番（下村 宏君） ただいま議長辞職というようなことで皆さんに御賛同いただき、誠にありがとうございました。長年にわたってですね、議員の皆さん、執行部の皆さんには、大変お世話になりました。また、先ほども全国の会長のほうから表彰のほうをいただきました。これも皆さんの御協力のおかげでございます。

これからも一般議員として、普通の議員としてですね、活動していきますので、これからも皆さん、よろしく願いをいたします。

以上です。

○副議長（塚本光司君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長（塚本光司君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に、山崎幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が指名いたしました山崎幸子君を、議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（塚本光司君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山崎幸子君が、議長に当選されました。

ただいま当選されました山崎幸子君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました山崎幸子君に、御挨拶をお願いいたします。

〔議長 山崎幸子君登壇〕

○議長（山崎幸子君） このたび、議員の皆様の御推挙により議長に就任した、山崎幸子です。

村民の皆様にとって、より身近で開かれた議会を目指して、会話と議論を重ね、皆様の期待にお答えしたい。また、村政発展のために、誠心誠意努めてまいる所存でございます。

○副議長（塚本光司君） これで議長の職務を終わります。

御協力ありがとうございました。

本席を議長と交代します。

〔議長 山崎幸子君着席〕

○議長（山崎幸子君） ただいま議長の職務に就任いたしました。

議員各位、村長初め執行部の皆様方には、改めて御支援、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長塚本光司君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、塚本光司君の退場を求めます。

〔2番議員 塚本光司君退場〕

○議長（山崎幸子君） それでは、辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（米澤 稔君） 朗読いたします。

辞表願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和7年3月21日 美浦村議会議長 山崎幸子 殿
美浦村議会副議長 塚本光司

○議長（山崎幸子君） お諮りいたします。

塚本光司君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、塚本光司君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

塚本光司君の入場を許します。

〔2番議員 塚本光司君入場〕

○議長（山崎幸子君） 塚本光司君に御報告いたします。

副議長の辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、塚本光司君に御挨拶をお願いいたします。

〔2番議員 塚本光司君登壇〕

○2番（塚本光司君） 微力ながらの2年間でございましたけども、これからは新たにまた一議員として精進してまいりますので、皆様と共に歩みたいと思います。執行部の皆様もよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（山崎幸子君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思い

ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、北出 攻君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました北出 攻君を、副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北出 攻君が、副議長に当選されました。

ただいま当選されました北出 攻君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました北出 攻君に、御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 北出 攻君登壇〕

○副議長（北出 政君） このたび議員の皆様の御推挙により、副議長に就任した北出 攻でございます。その責務の重さに身が引き締まる思いでございますが、副議長の職務を遂行するとともに、議長の補佐役として村政の推進及び議会の公正かつ円滑な運営に努めてまいります。

本日はありがとうございました。

○議長（山崎幸子君） ここで、各常任委員会の委員長から委員会を開きたい旨の申出がありました。

つきましては、本会議を暫時休憩し、各常任委員会を開催したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの各常任委員会において、総務経済委員会副委員長及び厚生文教委員会委員長より辞任の申出があり、委員会条例第12条第1項の規定により、これを許可されましたので、御報告いたします。

新たな総務経済委員会副委員長及び厚生文教委員会委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務経済委員会副委員長に、下村 宏君。

厚生文教委員会委員長に、塚本光司君。

以上です。

都合により、副議長に議事の進行をお願いしますので、本席を副議長と交代いたします。

〔副議長 北出 攻君登壇〕

○副議長（北出 攻君） お諮りいたします。

議長から一身上の都合により、議会運営委員会を辞任したいとの申出がありました。

議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北出 攻君） 異議なしと認めます。よって、議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

○副議長（北出 攻君） 追加日程第5 議長の議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、山崎幸子君の退場を求めます。

〔議長 山崎幸子君退場〕

○副議長（北出 攻君） お諮りいたします。

本件は、議長申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（北出 攻君） 異議なしと認めます。よって、議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

山崎幸子君の入場を許可します。

〔議長 山崎幸子君入場〕

○副議長（北出 攻君） 山崎幸子君に御報告いたします。

議長の議会運営委員の辞任につきましては、許可することに決定をいたしました。

それでは、本席を議長と交代いたします。

〔議長 山崎幸子君着席〕

○議長（山崎幸子君） お諮りいたします。

副議長から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの申出がありました。

副議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、副議長の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第6 副議長の議会運営委員の辞任の件を議題いたします。

地方自治法第117条の規定によって、北出 攻君の退場を求めます。

〔副議長 北出 攻君退場〕

○議長（山崎幸子君） お諮りいたします。

本件は、副議長申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、副議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

北出 攻君の入場を許します。

〔副議長 北出 攻君入場〕

○議長（山崎幸子君） 北出 攻君に御報告いたします。

副議長の議会運営委員の辞任につきましては、許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員に欠員が生じたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として選任を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として選任を行うことに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第7 議会運営委員の選任を行います。

2名が欠員となっております。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、下村 宏君、塚本光司君を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり、下村 宏君、塚本光司君を選任することに決定いたしました。

会議の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 31 分 開議

○議長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会副委員長であった山崎幸子の委員辞任に伴い、議会運営委員会において、副委員長が互選されましたので報告いたします。

議会運営委員会副委員長に、小泉輝忠君。

以上です。

お諮りいたします。

ただいま江戸崎地方衛生土木組合議会議員に選出されております、私、山崎幸子が議長に就任したことにより、同組合議員を辞職いたしましたので、同組合議員に欠員が生じました。

江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第 8 として、選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第 8 江戸崎地方衛生土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

定数は 1 名です。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

江戸崎地方衛生土木組合議会議員に、葉梨公一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました葉梨公一君を、江戸崎地方衛生土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、葉梨公一君が、江戸崎地方衛生土木組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました葉梨公一君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

ただいま龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選出されております北出 攻君が副議長に就任したことにより、同組合議員を辞職いたしましたので、同組合議員に欠員が生じました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第9 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

定数は1名です。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、塚本光司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました塚本光司君を、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人

と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、塚本光司君が、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塚本光司君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

正副議長選挙に伴い、議席の一部に変更が生じたので、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第10として一部変更を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第10として一部変更を行うことに決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 追加日程第10 議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更をいたします。

議会事務局長に議席番号並びに氏名を朗読いたさせます。

議会事務局長 米澤君。

○議会事務局長（米澤 稔君） それでは、朗読いたします。

1 番 山崎幸子議長。

2 番 北出 攻副議長。

3 番 諸岡正明議員。

4 番 松村広志議員。

5 番 葉梨公一議員。

6 番 小泉嘉忠議員。

7 番 塚本光司議員。

8 番 岡沢 清議員。

9 番 下村 宏議員。

10番 林 昌子議員。

11番 小泉輝忠議員。

12番 沼崎光芳議員。

以上でございます。

○議長（山崎幸子君） ただいま朗読したとおり、議席を一部変更いたします。

○議長（山崎幸子君） 日程第32 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申出

がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎幸子君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（山崎幸子君） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和7年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

美浦村議会議長 山 崎 幸 子

美浦村議会副議長 塚 本 光 司

美浦村議会副議長 北 出 攻

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

美浦村議会予算審査特別委員会

(第 1 号)

令和 7 年 3 月 1 1 日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君
1 0 番	林 昌 子 君	1 1 番	小 泉 輝 忠 君
1 2 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	米 澤 稔
書 記	田 代 恭 子
書 記	中 嶋 朋 幸

○議会事務局長（米澤 稔君） それでは、予算審査特別委員会、大変お疲れさまでございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、御協力よろしくお願いいたします。

午後 2 時 2 9 分 開会及び開議

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は11名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。
これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長が指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、臨時委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、山崎幸子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。よって、山崎 幸子君が委員長に当選されました。

御協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代いたします。

○委員長（山崎幸子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長選挙の方法は、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、委員長が指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、委員長が指名することに決定いたしました。

それでは、林 昌子君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、予算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月17日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後2時32分 散会

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 2 号)

令和 7 年 3 月 1 7 日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第35号 令和 7 年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第36号 令和 7 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第37号 令和 7 年度美浦村介護保険特別会計予算
- 4) 議案第38号 令和 7 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 5) 議案第39号 令和 7 年度美浦村水道事業会計予算
- 6) 議案第40号 令和 7 年度美浦村下水道事業会計予算
- 7) 議案第41号 令和 7 年度美浦村電気事業会計予算

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	塚 本 光 司 君
3 番	諸 岡 正 明 君	4 番	北 出 攻 君
5 番	松 村 広 志 君	6 番	葉 梨 公 一 君
7 番	小 泉 嘉 忠 君	9 番	山 崎 幸 子 君
1 0 番	林 昌 子 君	1 1 番	小 泉 輝 忠 君
1 2 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

8 番 岡 沢 清 君

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	山 崎 満 男 君
総 務 部 長	吉 原 克 彦 君
保 健 福 祉 部 長	圓 城 達 也 君
経 済 建 設 部 長	岡 澤 光 一 君
教 育 部 長	小 山 久 登 君
総 務 課 長	笹 倉 英 雄 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君
収 納 課 長	成 嶋 幸 子 君

住 民 課 長
 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
 福 祉 介 護 課 長
 健 康 増 進 課 長
 国 保 年 金 課 長
 都 市 建 設 課 長
 経 済 課 長
 生 活 安 全 課 長
 上 下 水 道 課 長
 学 校 教 育 課 長
 子 育 て 支 援 課 長
 生 涯 学 習 課 長
 幼 稚 園 長
 大 谷 保 育 所 長
 木 原 保 育 所 長

中 島 紀美江 君
 葉 梨 美 穂 君
 柳 堀 浩 君
 坂 本 聖 子 君
 浅 野 洋 子 君
 糸 賀 卓 也 君
 正 慶 將 暢 君
 富 田 正 寿 君
 飯 田 和 徳 君
 松 葉 時 男 君
 葉 梨 裕 美 君
 石 川 大 志 君
 矢 崎 和 子 君
 広 瀬 良 子 君
 加 藤 厚 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
 書 記
 書 記

米 澤 稔
 田 代 恭 子
 中 嶋 朋 幸

午前10時00分 再開

○委員長（山崎幸子君） おはようございます。

委員会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員数は11名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

委員並びに執行部に申し上げます。

委員におかれましては質疑の際、予算書及び事業概要書の当該ページ並びに事業名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

また、質疑される際、質疑事項が2問以上にわたる場合は、1問ずつ区切って質疑されるよう併せてお願い申し上げます。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用して、はっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今定例会において当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第35号から議

案第41号までの7議案となっております。

なお、一般会計予算の審査の順序については、歳入全般から行い、歳出については款項目の項ごとに議会費から順番に行います。

○委員長（山崎幸子君） それでは、議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

初めに、歳入、予算書12ページから39ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款・議会費、第2款・総務費の審査を行います。

まず、議会費、予算書40ページから43ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、予算書42ページから77ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

北出委員。

○委員（北出 政君） 予算書59ページ、財産管理費の中なんですけど、取りあえずこの内容以外なんですけども、申し訳ないんですが、現在ですね、入札制度、美浦村は全員業者に役場のほうに来てもらって入札か、郵送というような形になってると思うんですが、近隣の自治体では電子入札というものが入っております。

また、県の、県・国もほとんどが、もうほとんどというか全部、電子入札となっております。

このような流れの中で、美浦村はですね、今後電子入札というものを導入するつもりがあるのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。ただいまの北出委員の質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃったとおり、近隣で電子入札っていうのが、導入がかなり進んでいる状況ですので、本村としましても、そういった移行につきましては、いずれの時点では行わなければいけないものと思っておりますので。

そうですね。今いつからとはちょっと言えないんですけども、そういったところ含めて、入札する方もね、待っている時間とか、そういった時間の短縮とかそういった業者さんのメリットもこちらのメリットも多いと思いますので、前向きに検討したいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 北出委員。

○委員（北出 政君） 前向きに検討していただけるというようなことでございますので、もう本当にね、流力的にはもう多くのところが電子入札というものを導入しております、業者的にもシステムをね、今課長のほうで申されましたけれども、時間の短縮というものになっていくと思いますので、なるべく早くですね、導入してもらえように要望をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税費、予算書76ページから85ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、予算書84ページから91ページについて、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、予算書90ページから95ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、予算書94ページから99ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、予算書98ページから99ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3款・民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、予算書98ページから119ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 政君） 予算書103ページ、要援護事業費の中ですね、1番下、回向手数料、こちらについてですね、昨年度と比べると事業概要書のほうで見ると、かなり増えております。

これですね、令和6年度の件数とか、あと増えた理由ですね、どのようなことで、かなり増えて10倍ぐらいになっているので、増えたのか、ちょっと教えてもらいたいですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 柳堀課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） 福祉介護課長 柳堀でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの北出委員の御質問にお答えをいたします。

要援護事業費の回向手数料でございます。こちらにつきましては、実は福祉課といたしましても頭を悩ませているといえますか、今年になってから大分件数が増えているというところでございます。令和5年度ですと、4件のご相談等ございました。

基本、こちらの身寄りのない方が本村で亡くなった場合に、葬儀をするのはその市町村で行うということになっておりまして、今年に限りましては14件ございます。そのうちですね、まだ2件ほどですね、手続中でございまして、10件ほどはの方がお亡くなりになったときに所持金を持っております。その所持金を葬祭費に充てること

ができますので、10件ほどは手持ち金等で葬祭を、火葬代、葬儀代と行ったところでございます。2件は、親族が出してくれたというようなところでございます。ただ、本人も持ってない、親族もいないという方で、手持ち金で足りない分、県に1件請求する予定でございます。

それとですね、お墓でございますけども、村の無縁共同墓地のほうにですね、納めるといいますか、共同墓地のほうに入られた方が2件。

それと、今年からでございますけども、博善さんで始めました合祀、骨を共同でまくという形を今年から始めまして、こちらが3件ございます。大体、火葬代等につきましても、葬儀屋さんでばらつきがございまして、お亡くなりになってから実際に身寄りの相続人等を確認して、どうするか確定するまでには、葬儀屋さんで遺体を案地していただくドライアイス代とかもかかってきてしまいますので、ばらばらなんですけども、大体1件13万から20万を超えるぐらいの形でございます。

そして、なぜ今年これだけ予算が増えてしまったかということでございますけども、今まではそれほど件数がなかったのですから、1件、まず本当に急いで葬儀まで火葬までして納骨というような形にするのに、まず支出をして、そのあと本人の所持金等を予算に戻すというような形をやっておりましたので、予算はそれほど取らなくても大丈夫だったんですけど、今年のように件数が増えてしまいますと、それが追いつかないような形になってきました。

そのため、歳出は歳出予算だけ組んでは、歳入の予算も今年組んでございます。ですので、歳入と歳出を分けたことによりまして、歳出予算が大分増えている、15件分を確保しているというところでございます。

○委員（北出 政君） よく分かりました。

その中でですね、今あったんですが、相続人がいる場合でも、多分相続人がどこにいるか、居所不明の方もいると思うんですけども、それでその方がもし後ほど分かって、その分私たちが払えますよというような場合には、いつぐらい、何年ぐらいまでの分に関しては村としては取るというか、いただく予定になっているんですか。

その辺ちょっとお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 柳堀課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） 北出委員の御質問にお答えをいたします。

まず、今まで、そういうような後で分かってというようなところは、今までのケースではございません。

まず、やはりお亡くなりになって、そのまま親族の相続人の了解を得ずに火葬してしまうということは、やはりやってはいけないのかなと思っておりますので、相続人は全部調査をいたしまして、それから、了解を得てということにしております。

ただ、残念ながら、この相続人が見つかって、拒否されるというケースが大分増えてきておりますので、村で葬儀さんをお願いして、火葬して、本人が持っていた所

持金で対応するというのがございます。

もし仮に、相続人が後で見つかって払いたいということであれば、特に決まりはないんですけれども、歳入としてお受けすることは可能かと思います。

以上です。

○委員（北出 政君） 了解です。

かなりですね、村としても件数が増えてきているというようなことは、何かの原因があるんだと思いますけれども、大変でしょうけれども、これからもよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 昌子君） よろしく願いいたします。

予算書107ページ、民生費・老人福祉費の4・敬老事業費、12・委託料の記念品配布業務委託料について、概要書97ページに明記されてございますけれども、75歳・88歳到達者の記念と100歳到達者の記念ということで、こちらのそれぞれの人数と記念品はどういうものを贈られるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 柳堀課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） ただいまの林委員の御質問にお答えをいたします。

まず、敬老会でございますけども、この中でありました令和2年度から敬老会の中止が続いております。高齢者の皆様が安心して一堂に会するイベント、また新たな生活様式を踏まえた実施方式により安全に開催するためには、どのように開催していけばいいか各自治会の負担、参加率の低下、財政負担等を考慮いたしまして検討した結果、敬老事業の見直しを本年度より図ることといたしました。

そこで、県内の状況とかも確認したんですが、敬老会を行っている自治体はどんどん減少しているところでございます。把握している限りで、自治体が敬老会を開催しているのは、7市町村でございます。ほとんどの市町村が、地区で開催する敬老事業に補助を行ったり、節目の年齢の方に祝い品、祝い金をお渡しする事業に変更しております。

その内容といたしましては、商品券、クオカード、あと口座振り込みなどを行っている市町村もございまして、ただ商品券ですとやはり村内では限られてしまいまして、クオカードですとお年寄りの方がちょっと使い方も分からない。また、口座振り込みでは味気ないというところもございまして、カタログギフトをですね、今年考えまして、家族みんなで楽しめて、また、みんなで食事できるような品物もございまして、また、財政的にも敬老会開催するよりも費用がかからず、ある程度の品物が選べるといった利点もございまして、代替案として今年実施することにしてございます。

敬老会を楽しみされておりました皆様には大変心苦しいところでございますけれども、代わりに皆様を楽しめる敬老事業に、敬老祝い事業になればいいかなと考えてお

ります。

ここで対象でございますけども、75歳到達者が260人ほどでございます。この方全員を対象としたいと思います。それとですね、88歳、今までタオルをお配りしていたんですけども、賛否ございまして、ここもカタログギフトで選べるような形ですと、タオルよりも恐らくちょっと高額なものもできるのかなと思っておりますので。88歳の方が105人でございます。

ちなみに、100歳のお祝いの方に対しましては、5万円を渡しているところでございますが、こちらは継続とさせていただきまして、今のところ100歳のお祝い対象の方は5人でございます。

以上でございます。

○委員（林 昌子君） 詳細な説明ありがとうございました。

カタログギフトということで、やっぱり本人が必要なもの、欲しいもの、また家族で話し合えるそういう場を設けられるという意味では、よい方法ではないかなと私自身今伺って、理解いたしました。

人数的にも大分増えておりますね。75歳260人。88歳105人。本当に高齢の方への敬意を表する意味で、これからの記念品配布業務が充実されますことをまたご祈念申し上げます。内容については了解いたしました。ありがとうございました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、予算書118ページから139ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書121ページ、児童福祉費の中の、子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費のところのページで121に入りまして、17・備品購入費、昨年はなかった庁用器具費なので、これは何なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○委員（林 昌子君） すみません。再度、121ページの17・備品購入費の中の庁用器具費22万8,000円の件です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 健康増進課 坂本です。遅くなりまして申し訳ありません。

一つは、電子レジスターのほうを購入させていただきたいと思います。今ちょっと

使っているものが不具合を生じておりまして、レジスター1台と、あと、さすまたを備えて、1台備えてあるんですけれども、2台備えたいと思いまして、さすまたを計上しております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ありがとうございます。

それは、プラザ内にさすまたを2台置くようにするというところでよろしいでしょうか。

○健康増進課長（坂本聖子君） はい、2台備えます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 庁内でもね、さすまたを、最新のを整備して、皆さん、講習を受けられたと伺っております。

そうすると、プラザに勤務されている方にも、そういう講習をされるということで、安心を守る対策をということよろしいですか。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 2台備えて、安全に訓練等も行っていきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） ありがとうございます。

林委員、よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 続けてちょっと発言させていただきます。39ページまでですよ。続けていきます。

そうしましたら、同じく121ページ、4・子ども・子育て会議費、説明概要書118ページですね。報酬の中で、3・非常勤職員報酬、79・子ども・子育て会議委員ということで、これ会議予算が大分減っているんですけれども、会議回数が減ったのか、ちょっと教えていただきたいことと、あと何名で構成されているか、改めて教えていただきたいと思えます。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 健康増進課 坂本です。林委員の質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議は、令和6年度……本年度は計画策定のために、年3回開催しておりました。令和7年度は策定も終わり、その策定の進捗状況を確認するための会議で、年1回の開催を計画しております。

委員の方につきましては、今年度委嘱の期間が終了しますので、令和7年度から令和7年度・令和8年度の2年間でまた新たに委嘱を考えておりまして、委員は10……8人の計算で予算を計上しております。

以上です。

○委員（林 昌子君） すみません、確認ですが、人数18名でよろしかったですか。

○健康増進課長（坂本聖子君） 予算上は、8名で計上しております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら、続きまして123ページ、子育て広場事業費になります。概要書120ページですね。で、ちょっと教えていただきたいのが、子育て広場事業費での1・報酬、会計年度任用職員報酬、また職員手当等って出ておりまして、この人の人数と、あと続けて125ページの7・ファミリーサポート事業費の給料、手当等ですね。この人数は同じ人なのか別なのか、それぞれの人数を教えてくださいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 健康増進課 坂本です。林委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、子育て広場事業費の人件費につきましては、保育士1人を計上しております。ファミリーサポート事業費につきましては、また別の保育士……フルタイムですけれども、計上しております。

以上です。

すみません。子育て広場が、保育士1人、フルタイム。ファミリーサポート事業費として、保育士、フルタイム1名です。

○委員長（山崎幸子君） 手当についてもお願いします。

坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 手当としましては、地域手当も含めた……。

○委員（林 昌子君） 給料、2・給料、3・職員手当等に関してのそれぞれの人数です。

よろしくお願いします。

○健康増進課長（坂本聖子君） 子育て広場事業費は、会計年度の職員で1名です。

○委員長（山崎幸子君） 金額は……。

○健康増進課長（坂本聖子君） 金額、324万円。職員給が、会計年度任用職員給として310万4千円です。すみません。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 切っちゃって申し訳ございません。

ただいまのは、子育て広場事業のほうの、給料の話でよろしかったですか。

○健康増進課長（坂本聖子君） はい。

○委員（林 昌子君） そうしますと、報酬っていうのは一般事務職員ってなっているんですけど、この人と給料いただいている人は同じということですか、別ですか。

○健康増進課長（坂本聖子君） この方は保育士として1名、報酬は一般事務職で、

138万8,112円。給料は、会計年度任用職員保育士で320万4,000円です。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長、申し訳ないんですが、もう一度言っていただけますか。

〔暫時休憩を求める声あり〕

○委員長（山崎幸子君） では、ちょっと暫時休憩で、ちょっと調べていただいて。

午前10時34分 休憩

午前10時40分 開議

○委員長（山崎幸子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、坂本課長、よろしいでしょうか。

○健康増進課長（坂本聖子君） すみません、健康増進課 坂本です。

この件につきましては、子育て支援センターのほうには令和7年度4名の会計年度を計上しております。

で、4名の職種とそれぞれこの事業に充てて計上しているかにつきましては、後ほど、掲示板でお示しするというところでよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、そういうことでよろしいですか。

○委員（林 昌子君） では、掲示板にということなので、一応ある程度こう、一般会計が終わる前にお示しいただければ、休憩入りますからね。

最後に、要はそこにいらっしゃる4名の方、事務職も含めてですけども、正職が1人もいないんですよね。1人もいなくて子育て支援センターを運営しているということが、課長が館長っていうかね、なされていると思うんですけども、常駐で正職の人が誰もいない中で運営されて、何かあったときに責任がとれるのかっていうところで、利用者さんからちょっと不安視されている部分があったものですから、今後、これは希望なんですけれども、どなたか1人正職の方がいて、ちゃんと責任をとれる方を1人、あてがえられたらいいのかなっていう、こういうご希望がちょっとあったものですから、ちょっと改めてこの内訳を伺わせていただきました。

いらっしゃる方は一生懸命やっけていただいていますし、十分業務をこなされているし、本当に利用者さんの思いを酌んで、無理難題に対応して、本当によくやっけていただいています。本当に、会計年度職員としては本当によく頑張っけてらっしゃると評価はしているところです。

ですので、逆に正職じゃないことが申し訳ないなと思うぐらいやっけていただいていますので、そこら辺も、もし、どうしても無理であれば、課長が1週間に1回行くとか、何か、本当に目視して、皆さんがどのような状況で運営されているか、利用者さんがどのような方がいらっしゃるのか理解できるような、そういう管理システムといいますか、そこまでしないとちょっと会計年度職員で全部行っているのには重責だなということを感じるものですから、ちょっと確認をさせていただきました。

では、続けてよろしいでしょうか。

123ページの子育て事業費の中で、10・需用費、消耗品費11万8,000円、ちょっと細かいことで申し訳ございませんが、実際に中に遊具があります。音の出る遊具、動くために乾電池を使っていますね。で、すごくあの、経費削減に協力していただいて、誰も使わないときには電池を抜いて音が出ない状態にして、利用者さんから言われて、すみません、これ使いたいんですって言われて電池を入れるっていうぐらい、本当に詰めてやっています。

ですの、とてもそういうのも、結局それが、声かければ電池、音が出る遊具として使えるんだというのを分からない方がほとんど、音が出ないものを使って、結局使わないで、使わないようになってしまうと。そういう悪循環もありますので、これはちょっと一つ提案なんですけれども、充電式の電池を購入すると。電池一つですのでね、そのほうが経費かかんないんじゃないかなと思うんですけど、そういうお考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（山崎幸子君） 坂本課長。

○健康増進課長（坂本聖子君） 健康増進課 坂本です。林委員の質問にお答えします。

先ほどの御意見や、今の消耗品の乾電池の件も含めて、現場の、やっていらっしゃる現場の職員の声を聞きながら、より住民の方、気持ちよく使っていただけるような子育て支援センターの運営に努めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、よろしいですか。

はい、林委員。

○委員（林 昌子君） 127ページ。児童福祉総務費の中の、12・子どものための教育・保育給付費、概要書126ページですね。すごく予算が、1,204万円ほど昨年よりも増えておりますので、その増えた内訳、委託料だと思うんですけども、私立分がすごく増えていますので、その内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨課長。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 子育て支援課 葉梨です。よろしくお願いします。林委員の御質問にお答えいたします。

こちらの子どものための教育・保育給付費でございますが、こちらは前年度と比較して増加になった要因といたしましては、昨年度まで美浦村の児童が他市町村の保育事業所に通っていたんですけれども、通っていた保育事業所が令和6年度までは子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園に通っていたんですね。で、その幼稚園が令和7年度から認定こども園となったことによりまして、こちらの12・子どものための教育・保育給付費のほうで、その園のほうに給付費を払うということになったため、増加になりました。

また、それだけでなく、ほかの村外の教育保育施設に通うお子さんが、1名ではあ

るんですが増加になったため、給付費のほうが増加になっております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ありがとうございます。

令和7年度から認定こども園になったというのは、一つの園ということでよろしいですね。利用者人数を教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨課長。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 改めて、林委員の御質問にお答えいたします。

利用者の人数ということでございますが、全体といたしましては、令和6年度は10名であったんですが、令和7年度は11名。11名の内訳といたしまして、0歳児が1人、1歳・2歳児が4名、3歳児が3名、4歳児以上が3名になっております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

私立ですので、保育料高いので、負担金が増えると思うんですけども、よろしく願いいたします。

続きまして、同じく127ページ、14・美浦村児童厚生施設整備基本構想……失礼しました。その上の13です。

13・子育てのための施設等利用給付費181万7,000円ですけれども、18・負担金補助及び交付金の中の30・未移行幼稚園利用給付費っていうことなんですけれども、3歳から5歳児の保育料かと思うんで、90万5,000円かな、減額になってますね、で、この内訳。未移行幼稚園っていう……。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、すみません、もう少し大きい声で……。

○委員（林 昌子君） 失礼いたしました。自分の世界に入っていましたね。失礼いたしました。

未移行幼稚園利用給付費について、昨年よりも大分減っております。こちらのほうの内訳、5歳の保育料だと思うんですけども、これの人数と、あと、新制度未移行の幼稚園はどこのことをおっしゃっているか、教えていただきたいと思います

○委員長（山崎幸子君） 葉梨課長。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 林委員の御質問にお答えいたします。

未移行幼稚園の給付費のほうが減額になっているということでございますが、こちらは先ほど申し上げました、未移行幼稚園から認定こども園になったということで、給付費のほうは、先ほどの子どものための教育・保育給付費のほうに移ったための減額になっております。

それで、人数内訳といたしましては、令和7年度は2人を見込んでおりまして、令和6年度は……。

〔回答の確認をする声あり〕

○委員長（山崎幸子君） ちょっと時間かかりそうですか。

休憩入れた方がいいでしょうか。

大丈夫ですか。

〔暫時休憩を求める声あり〕

○委員長（山崎幸子君） では暫時休憩で、午前11時まで。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、葉梨課長、よろしくお願いします。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 申し訳ありませんでした。林委員の質問のほうに、改めてお答えさせていただきます。

未移行幼稚園の園ということですが、こちらは愛知県にあります平安幼稚園に通っているお子さんがいらっしゃいますので、その分で計上させていただいております。

人数のほうですが、昨年度5名だったんですが、令和7年度は2名分ということで見込んでおります。

なお、1名につきましては、これから転入等のということで見込ませていただいております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、どうぞ。

○委員（林 昌子君） 御説明ありがとうございます。

ただいま愛知県って伺いましたけど、美浦に住民票を置いている方が愛知県に通わせているってということと捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨課長。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 林委員の御質問に改めてお答えさせていただきます。

親御さんの住所が美浦村でして、お子さんのほうは実際愛知県に通われているということで、親御さんの住所地で認定するものですから、そういうことで計上させていただいています。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

はい、林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ありがとうございました。

続けてよろしいでしょうか。

すみません、同じく127ページ、今の13の次、14・美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画策定事業費の件なんですけれども、概要書128ページです。去年はですね、この14番目には放課後児童クラブ整備事業費として7万1,000円と計上されています。ですので、この前年度、総事業費が7万1,000円って計上されているのかなと思いまし

た。

ところが、昨年のは、15番目に子ども・子育て支援事業計画策定事業費と銘打って628万円の計上されておりました。この事業名が放課後児童クラブとかではなくて、厚生施設整備基本構想というふうに名前が変わっただけなのか。内容が変わったのか。それによつては、この前年度7万1,000円というの、前回の子ども・子育て支援事業計画策定事業費の628万円はどこに、昨年、前年度、総事業費として組み込まれて、この一覧の中に入っているのか。それをちょっとお尋ねしたいと思うんです。

まして、新児童クラブ3年計画の中でやっていくということですので、実際に放課後児童クラブ整備事業費では、雑草除去とか環境整備のほうをやっておりましたので、その3年間この雑草除去とかそういうことをしない、今現在、既存の児童館ですね。しないのかどうか、そこら辺も心配になってちょっと質問させていただきました。

まず、一つはこの事業名が変わっただけなのか。内容が変わったのか。

あと、予算が前年度7万1,000円とあるのは、昨年度は他の児童クラブ整備事業費として7万1,000円計上されたものでした。そうすると、次の、昨年度の子ども・子育て支援事業計画策定事業費の628万円の予算はどこに計上されているのかということをお尋ねいたします。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 教育委員会 小山でございます。よろしくお願いいたします。まず、林委員の御質問にお答えいたします。

まず、この事業番号の件でございますが、これはあくまでも毎年毎年固定された事業番号も同じものがあるということでは、予算編成のテクニック上、ございません。

昨年の事業番号14のほうで、児童館の自主的な予算のほうで7万1,000円ということで、これは皆様、委員御存じのように、元的美浦村が購入した美浦中学校の前の建物部分、あそこの雑草除去とか、あるいは電気代の部分だけの経費7万1,000円、今年度は載っております。

令和7年度につきましては、全く別の事業でございます。これは先日の全員協議会のほうも御説明させていただいた、将来の児童館的な施設の整備につきまして、3年間、令和7年度で基本構想基本計画、そして令和8年度に設計で、令和9年度に建設を行うという計画でのお話の中の今回は、令和7年度はあくまでも基本構想基本計画を策定するための委員会のための事業ということでの予算立てでございます。

また、最後にありました、子ども・子育て計画のお話でした。その計画につきましては、本年度策定済みでございますので、先に来年度上、来年度はこちらの予算につきましてはゼロと、要するに、事業自体がなくなっているということでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 大体内訳は分かりましたけれども、そうすると最後の628万円の昨年のね、計画策定が終わったので、ゼロは分かります。ただ、前年度、総事業費の計上している場所はしなくてもいいということによろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） こちら、美浦村の歳出構成につきましては、事業別予算というところで、平成17年度から行っております。これはあくまでも、従来は目ごとに予算を組んでいましたけれども、要するに、予算というものは、それぞれの事業がいろいろ重なった上での予算でございます。

要するに、スクラップ・アンド・ビルドということで予算が済めば、その予算がなくなると。そういう考え方のもとで事業別予算というのをつくっていますので、事業が完結すれば、その時点で事業はなくなります。

先ほど申し上げましたこの番号につきましては、それぞれ各年度の事業番号を財政当局のほうで設定いたしまして、予算上に計上するというところでございますので、あくまでも同じ番号がずっと同じ事業をやっているということではございません。

よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 御説明ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど言いました既存の、今現在のね、この3年間の間の児童館の管理、ごめんなさい、どちらのほうに計上になっているか、教えていただけますか。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 林委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、恐らく、目の児童館……民生費、児童福祉費、目4の児童館管理費ということで、137ページ以降に載っております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。後々、この増額、こちらも業務委託料、清掃費、……いや、いいです。了解しました。ありがとうございました。この件は、終了いたしました。

続きまして、129ページ、大谷保育所運営費、昨年より153万円増えておりますので、これは人件費関係だと思いますが、その内訳を教えてくださいと、131ページの10・需用費のうち、医薬材料費、医薬材料費9万1,000円ですけれども、昨年度はなかったもので、今回出ておりますので、これは今まであったものがなくなったことで補充するために増えたのか、その内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 広瀬所長。

○大谷保育所長（広瀬良子君） 大谷保育所 広瀬です。ただいまの林委員の質問に

お答えいたします。

この人件費は、給料改正によるものの増額でございます。

医薬材料費ですが、これは去年まではフッ化物洗口っていうものを行っております。去年までは保健センターで全てのものをご購入していただいたんですけども、今年度から各施設、幼稚園・保育所で購入となりましたので、その分の増額でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございました。

そうしましたら、会計年度職員だと思うんですけども、今現在の保育所での正職員と会計年度職員の内訳の人数を教えてくださいませんか。

○委員長（山崎幸子君） 広瀬所長。

○大谷保育所長（広瀬良子君） 林委員の質問にお答えいたします。

会計年度職員でパートタイムが3名、失礼しました、4名で、職員が7名、会計年度任用職員のフルタイムが12名になっております。

○委員長（山崎幸子君） 広瀬所長。

○大谷保育所長（広瀬良子君） 失礼いたしました。正職員が7名です。会計年度任用職員フルタイムが12名、パートタイムが4名となっております。

○委員長（山崎幸子君） ただいまのは、大谷保育所のみでの人数ですか。ほかの保育所のほうは……。林委員、そちらも。

○委員（林 昌子君） 実は後で聞こうと……。どうもありがとうございます。

そうしましたら、恐れ入ります、大谷保育所、木原保育所それぞれの人数を教えてくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） それでは、林委員の御質問にお答えいたします。

木原保育所ですが、正職員6名、会計年度のフルタイム9名、会計年度のパートタイムが2名です。

○委員長（山崎幸子君） ありがとうございます。

林委員。

○委員（林 昌子君） 恐れ入ります。木原保育所、133ページからですね、申し訳ございません。ありがとうございました。

そうしますと、ちょっと移っちゃって申し訳ないんですが、木原保育所の場合は365万8,000円増額されているんですよね。で、こちらは昨年よりも、いや、令和6年度よりも、令和7年度は人数が増えると思ってよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（山崎幸子君） 挙手にてお願いいたします。

○木原保育所長（加藤厚子君） すみません。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） お答えいたします。

人数は変わらないのですが、大谷保育所から木原保育所へ、会計年度のパートタイム保育士で異動してくるという予定、見込みでありまして、それでその保育士の分の報酬が木原のほうに来ておりますので、それで多く計上しております。

あと、土曜日の保育のほうも、令和7年度は大谷保育所で担当いたしますので、その分の土曜日担当の保育士の報酬のほうも木原保育所のほうに計上させていただいておりますので、その分、すみません、人数は増えていないのですが、ちょっと多くなっております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 続けて、木原保育所なんですけれども、昨年、看護師さんが令和6年度にいらしたと思うんですけど、令和7年度はいらっしゃらないんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） お答えいたします。

看護師のほうは、令和6年度も、木原にはおります。いなかったのです。それで、令和7年度も募集中ということで、今のところ、看護師は決まっております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 募集中ということで、本当に早く決まるといいなと思うんですけども、どうしても看護師さんも、保育所もそうですけど、ある程度報酬額のいいところに流れていってしまうということが現状でございますので、ちょっと賃金の見直しも含めて検討していただけたらなと。やっぱり大事なお子様預かりますのでね、看護師さんがいていただくことのほうが利用者さんも安心だと思いますので、ぜひ御努力のほうお願いしたいと思います。

続けてなんですけれども、改めまして133ページ、概要書130ページ、これ、木原保育所のモップ借上料、賃借料、昨年度は……。

ごめんなさい、賃借料の中で、昨年借上料の中に複合機リース料があったんですけど、今年はないんですが、リースはどうされたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） 林委員の御質問にお答えいたしますと、複合機リース料ですが、令和7年度は学校教育課のほうで一括契約ということで、除いてあります。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

いろいろ予算の内訳が、担当課が変わって、ちょっと私たちも分かりにくくなってしまっていて、申し訳ございません。了解をいたします。

そうしましたら、同じく133ページ、大谷保育所の管理費の中で、12・委託料、空調機器保守管理委託料ということで、毎年本当に空調のほうは悩みの種だと思うのですが、保守管理委託料、大体どれぐらい、年に何回ほどこういう保守管理、メンテナンスしていただけているのかなというところが一つと。

続けて、3・防犯警備委託料……じゃない。4・清掃委託料……あ、ごめんなさい。二つになっちゃうね。

では、一つ、空調整備のほうは、大谷と木原共々に空調保守管理のほう、どのようなサイクルで管理していただいているか、お尋ねをいたします。

○委員長（山崎幸子君） 広瀬所長。

○大谷保育所長（広瀬良子君） 林委員の質問にお答えいたします。

空調機の管理ですけれども、これは年に2回行っております。

○木原保育所長（加藤厚子君） 木原も同様に、年に2回……。

○委員長（山崎幸子君） 挙手を……。

○木原保育所長（加藤厚子君） すみません。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） お答えいたします。

木原のほうも同様に、年2回です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 大分、老朽化してきておりますのでね、悩みの種ですけれども、何とか、昨年も暖房冷房が壊れたりとか、いろいろ大変な思いされたかと思うんですが、何とかいい環境が整えられたらいいなというふうに願うばかりでございます。

ちなみに、木原保育所のほうなんですけれども、各教室にある空調、天井にはめつけ方ですよ、空冷暖房、各部屋にある冷暖房環境ありましたよね。そちらのほうはどのようなサイクルで点検とかを掃除とかされているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） ただいまの林委員の質問にお答えします。

空調のほうは、年に2回点検を受けております。

あとは、職員のほうで、週に1回から2回、清掃のほうをしております。フィルターです。フィルターのお掃除のほうをしております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） どうもご苦労さまでございます。週1回ですね。

で、週1回されているってことは、結局1週間でいろんなほこりだとか、いろんなまた、いろんな匂いが出てきたりだとか、ちょっと悪臭っていうんですかね、されるようなこともあることからされているのかと、ちょっと想像なんですけれども、1週

間に1回されていると思うんですけれども、危険ですよ、天井を職員が……。

そういうのもメンテナンスの中に入れて、1週間に1回とは言いませんけれども、メンテナンスしてもらうということはお願いできないでしょう。

○委員長（山崎幸子君） 加藤所長。

○木原保育所長（加藤厚子君） 天井でないタイプもあるので。天井のタイプはもちろん危険なんですけれども、学校教育課のほうとも今後相談していきたいと思います。

できる限りは、できる部分は、職員でも行っていきたいと思っております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） お疲れさまでございます。ちょっと利用されている方からね、ちょっと異臭が漂うときがあるんだよみたいなことをちょっと伺ったものですから、ちょっとお尋ねさせていただきました。でも、本当に1週間に1回されているということで、本当に御努力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そうしましたら、予算書139ページ、児童館費の管理費の委託料、12・委託料の中の5・業務委託料で、指定管理者児童館管理運営委託料で、これが約390万円増額になっていますけれども、この内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨課長。

○子育て支援課長（葉梨裕美君） 子育て支援課 葉梨です。林委員の御質問にお答えいたします。

こちら委託料の増額につきましては、指定管理委託料ということで、令和7年度・令和8年度の指定管理の方、新たに指定管理になりまして、こちらの増額については、物価高騰、人件費等の増加による値上がりになります。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 再度確認いたします。

今、新たにと言いましたけれども、今までの指定管理者と変わるということなんでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 林委員の御質問にお答えいたします。

指定管理者につきましては、本年度、また来年度以降もですね、明日葉さんってことで変わらないんですが、一応、令和6年度で今回の指定管理期間が切れます。来年度以降また、令和7年度・令和8年度の2か年度で新たな契約が発生したためですね、令和6年度・令和7年度で予算額のほうが若干増えているということで、よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

今度ね、子供たちもバスになることで、また委託先の明日葉さんにもお手数をおかけする、お世話になるところもあるかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたし

ます。

最後に、ちょっとページ戻っちゃうんですけれども、133ページの大谷保育所管理費の中の、12・委託料の4・清掃委託料、これが約……昨年から比べると110万円減っています。また、137ページの木原も、同額減っています。この件も教えていただきたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 林委員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうの清掃委託でございますけれども、今年度までこの清掃委託料につきましては、シルバー人材センターさんのほうにですね、用務員的な形としての清掃委託をお願いしております。

令和7年度につきましては、学校が統合することによりまして、現在の給食調理員さんの方々の部分……調理の部がなくなりますので、その辺について、教育委員会内でお願いする形で、令和7年度につきましては保育所のほうで用務員さんがやっていたことをお願いする形になりますので、その分の予算が減っているというふうに考えていただければと思います。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） もう1回説明していただいてよろしいですか。

用務員さんについて出たんですけれども、もう一度、ごめんなさい、もう一度説明をお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） すみません、端的に申し上げます。

昨年度までは、この清掃委託料のほうで、用務員さんの部分の清掃を委託した部分で予算がございました。

令和7年度につきましては、今まで学校で調理をされた方々につきまして、保育所・幼稚園さんのほうに入っていただくということで考えておりますので、その分予算が減っているという形でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 保育所で調理していただいている方に、清掃活動していただくということではないんですね。申し訳ございません、理解できなくて。

○教育部長（小山久登君） すみません。説明が足りず、失礼いたしました。

今現在、各小学校で調理を行っていただいている正職員の方々につきまして、令和7年度から学校での調理のほうがなくなりますので、現在いらっしゃる調理員の方々に保育所のほうで用務手として仕事をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしますと、それは学校関係のほうの人件費のほうに入ると。

ここの清掃委託料には入らないっていうことでよろしいんですよね。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 林委員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうの清掃の委託の予算には入っておりません。

ただ、基本的に、職員さんの人事の件でございますので、まだ具体的なこと分かりませんけれども、予定的に人件費のほうにというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ありがとうございます。理解できなくて、申し訳ございません。

ちなみに、人件費と見込まれるその人数を教えてくださいませんか。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

○教育部長（小山久登君） 木原・大谷、それぞれ1名ずつをお願いする予定でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 話が飛んじやって申し訳ございませんが、そしたら今まで、木原、いや、調理員さんが大谷と木原にいらっしゃる方1名ずつということは、ほかの方は退職されるということでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 小山部長。

〔林委員より、質問取り消しを求めるしぐさあり〕

○委員長（山崎幸子君） 取り消しですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、先ほど質問があった事項について、坂本課長より資料の配布があります。

〔資料の配布あり〕

○委員長（山崎幸子君） 圓城部長。

○保健福祉部長（圓城達也君） 先ほど林委員のほうから御質問いただいた、概要書120ページですかね。その児童福祉費の児童福祉総務費、子育て広場事業費のほうで質問いただいたと思います。

子育て支援センターの職員のことについての質問かと思います。現在、保育士2名、利用者支援専門職1名、一般事務職員1名のこの表でいいますと上から4名が今、勤務しているような状況でございます。

先ほど報酬のことについて御質問いただいたかと思います。昨年度まではゼロで計

上していたのが、今年度138万9,000円ということで、そのことについての質問かと思
います。こちらについては、表の4番目に書いてある一般事務職員の方の方でござい
ますが、令和6年度、今年度まではシルバー人材センターのほうから派遣していただ
いている方で、そちらで計上していただいて引き続き、令和7年度同じ方なんですけ
ども、こちらで計上しているということでございます。その理由につきましては、や
はり物価高騰や定年の延長なんかでシルバー人材センターのほうの働き手が少なくな
ったりして、ちょっとですね、なかなか事業のほうが厳しくなったということで、中
身の見直しをして、この方の報酬はこちらで計上しようということになりまして、計
上しているものでございます。

勤務されている方と人数については、今年度と全く同じでございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは、質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を
終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、予算書138ページから139ページについて、質疑
を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたし
ます。

ここで執行部の入れ替えを行いますので、休憩といたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4款・衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、予算書138ページから151ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたし
ます。

続きまして、衛生費の環境衛生費、予算書152ページから157ページについて、質疑

を許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 153ページの……

○委員長（山崎幸子君） すみません、もう一度。

○委員（林 昌子君） 153ページ、環境衛生総務費の2・環境衛生事務費、472万7,000円増額となっております。で、これ、公用車関係で増えているかと思うんですが、それでも、それとほかに、実は先ほどの、ほかのところにも出てくるんですが、自治体クラウドサービス利用料というのが新しく出てきているので、今までと違う自治体クラウドサービスを利用しているのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。よろしくお願いいたします。

環境衛生事務費ということで増えているという要因でございますが、委員の御指摘のとおり、主だったものは公用車の購入費でございます、468万5,000円のほうを計上させていただきました。今使っている公用車、ダイナーなんですが、平成10年5月の登録車でございまして、ちょっと長年使っておりまして、修繕のほうが大分毎年出ていることから、新しいダンプのほう購入させていただければということで上げさせていただきました。

それともう一つのほうですね、自治体クラウドサービス利用料につきましては、特段うちのほうでシステムは変更になっておりませんで、これは一括で企画財政課のほうでの話になると思うので、内容のほうはちょっと、私のほうからちょっと御説明ができないので、申し訳ございません。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） では、質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、予算書156ページから159ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 43 分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第 5 款・農林水産業費、第 6 款・商工費、第 7 款・土木費、第 8 款・消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、予算書 158 ページから 171 ページについて、質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書 165 ページ、概要書 164 ページ、事業名として農村公園管理費、施設等修繕料として 341 万円が計上されておりますけども、内容についてお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 経済課 正慶でございます。小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

公園管理費の修繕費ということで、すみません、施設等修繕料といたしまして 341 万円の計上をさせていただいております、この内訳でございますが、光と……すみません、木原城山公園ですね、の施設内ですね、遊具の中にですね、アスレチック遊具、滑り台を含むアスレチック遊具がございますが、このネットの遊具の修繕の費用となっております。こちらが 330 万に消費税ということで計上をさせていただいております。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今の内容については、ネットの修繕だによってことで分かりましたけれども、あと、ちょっとお願いといいますか、今、公園として利用できるような状態にあるものが、木原には一つしかないんですよ。今度小学校が閉鎖になると、通常で遊ぶところがほとんどないような状況になっちゃうんです。

私思うんですけれども、以前、遊具が壊れたときはもう撤去しちゃったよ、もうほとんど今は滑り台と、今そのロープで遊ぶやつ二つしかないんで、今後、公園として活用していく上において、それが果たして公園として、みんなが利用できるようにするには遊具の補充等も考えなくちゃ、これなんないのかなと思うので、もしその辺、公園として今からでも大いににぎわいを見せていくのには、チューリップまつり等、それ終わったりすると、ほとんどもう利用として、子供たちがそこにちょっと足りないのかなと思うので、今後もそういうような考えがあるようであれば、教えていただきたい。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 引き続き、小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。遊具がですね、開園当初のものということ

で、かなり老朽化といいますか、修繕が必要な状態となっております。加えまして、周りの遊歩道のところにもですね、健康遊具的なものも設置してございますが、これらも含めると、かなりの数の遊具となります。

こういったものもですね、計画的に修繕もしくは更新をしていかなければならないという考えはございますが、いかんせん予算との兼ね合いもございますので、財政と調整しながらですね、こういったものを計画的に直していきたい、修繕していきたいと、このように考えております。

○委員長（山崎幸子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長の説明で理解しましたけれども、あともう一つなんですけれども、今あそこを、草刈り等は建設課で常にやってもらっているんですが、季節的なものもあって、前に私、草刈り終わった後に二、三日すると草が上がってしまっていて、結局は草刈り終わった後を取り除かなければ二、三日たつともう草ぐっと持ち上がってきちゃうので、中で遊ぶっていうような状況になくなっちゃうんですよね、6月・7月・8月。

で、前は建設課のほうで回数を増やしてという話ありましたが、その状況になかなか私が見る限りは、本当にあそこで、子供たちがあそこにいるのはちょっとどうかなという部分があるので、その辺を今後検討していただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶将暢君） 小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおりでございまして、現在ですね、経済課のほうで、事務の合間を縫ってですね、経済課の職員が刈取りは行っております。

しかしながら、これは持ち出すという作業までですね、なかなかできない状態でございまして。とは言いましても、委託料として、草刈りの業者に委託できる部分というのもですね、予算いただいている部分もございますので、こういった業者に委託する部分、経済課の職員でちょっとうまく調整しながらですね、なるべく、確かに足元が悪い状態になっておりますので、こういった状況が極力改善できるように努力はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 同じく165ページの今の農村公園管理費の関連でまたお尋ねしますけれども、以前、一般質問で、観光振興の件で看板の改良を求めておりましたけれども、こちらの公園管理費の中にはそういう看板の改修関係は、予算化はこちらではないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 林委員の御質問にお答えいたします。

令和7年度の当初予算につきましては、こういった看板の改修費は入ってございません。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 当初予算には入っていないってことですが、補正で組む予定はあるのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 前々からですね、林委員御指摘のとおりですね、看板等の劣化でもですね、指摘を頂戴しているところでございますが、こちらでもですね、計画的に修繕をしていきたいと考えておりますので、タイミングを見てですね、当然、補正予算に計上してまいりたいとそういうふうに考えております。

○委員長（山崎幸子君） 岡澤部長。

○経済建設部長（岡澤光一君） 失礼しました。経済建設部 岡澤です。林委員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。

正慶課長が言ったようにですね、当初予算等ではいろいろな部分ではちょっと処置し切れなかったんですけども、今後対応していきたいと思います。

それと加えましてですね、委員御質問の際にはですね、今回この農村管理費の部分でございますけれども、ほかに文化財等とかですね、公共施設等の看板について、いろいろと御質問があったと思います。そこはですね、庁内で共有して計画的に進めようというようなことになってございますので、併せてお答えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの部長の文化財、公共施設関係のほうは了解をいたしました。

以前質問したときに、木原城山公園、ちょっと私、訂正をさせていただくんですが、県内で2番目に古いお城だったというふうに言ってしまったんですけども、後で見ましたら、全国で2番目に古いということで、とても意義の意味のある歴史的資産ですので、やっぱりここに歴史的遺構地として訪れる方は結構いらっしゃるんですね。

そうなったときに、看板が真っ白で何も見えない、読めない。その位置づけ、皆さんが意味を求めて景観を観にいらしたのに、地元の美浦村はそこまで重きを置いていないのかという、ちょっと残念な感想を述べられて帰られる、とても残念な傾向であるので、質問をさせていただいたわけなんですけれども、どうか日本にある大事な歴史資産を村としてもちゃんと継承していき、多くの人に景観を楽しんでいただけるような、そういう観光振興の一環も含めてですけども、ぜひこういう部分は大切にし

ていただきたいなと思いますので、ぜひ補正で組まれるときを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

つけ加えて、大須賀津農村公園のトイレ改修がね、とてもきれいにされてまして、本当にサイクリストの人たちも喜んでおります。本当に使い勝手のいいトイレをつくっていただき、ありがとうございました。

以上です。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、予算書170ページから171ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書181ページ……。

○委員長（山崎幸子君） 今、171までです。

○委員（小泉輝忠君） 失礼しました。

○委員長（山崎幸子君） 予算書170ページから171ページで、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。再開は13時より、再開いたします。

午前 11 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林水産業費の水産業費、予算書170ページから171ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、予算書170ページから175ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 予算書175ページ、木原城山まつり実行委員会の補助金200万円についてなんですが、令和6年度は160万円だったところ、令和7年度は200万円と

なっています。この予算が上がった事情と、この金額で開催が可能かどうか、教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 経済課 正慶です。葉梨委員の御質問にお答えいたします。

昨今の物価高騰もありますが、各団体からの協賛金もあるため、令和6年度と同等のイベントが開催可能であると判断いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 令和7年度より主管は観光協会となっていますが、祭りの名称は変わるのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 正慶課長。

○経済課長（正慶將暢君） 名称に変更は無く、引き続き、第29回木原城山まつりという名称で開催いたします。

○委員長（山崎幸子君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） ありがとうございます。村の大イベントですので、ぜひ今後も大切にしていってほしいと思います。引き続き、よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、予算書174ページから177ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、予算書176ページから181ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書181ページ、概要書187ページ、橋梁維持補修事業費として橋梁補修工事实施設計業務委託料が計上されていますが、2か所の橋について、令和7年度は実施計画のみになるのでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（山崎幸子君） 糸賀課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。小泉委員の御質問にお答えいたします。

令和7年度は実施設計のみとなり、工事は次年度以降を予定しています。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 予算書180ページから181ページ、高橋川の調査費についてはどこに計上されていますでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 糸賀課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。諸岡委員の御質問にお答えいたします。

予算書180ページ、2・道路新設改良事業費、委託料の測量・設計・監理委託料のうち、4・道路等改良工事設計業務委託料に計上しています。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 測量・設計・監理委託料3,721万3,000円の内、どれくらいの額がその費用に当たるのか、お答えください。

○委員長（山崎幸子君） 糸賀課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 諸岡委員の御質問にお答えいたします。

おおよそ2,000万円ほどが該当します。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 発注時期を含めたスケジュールを教えてください。

○委員長（山崎幸子君） 糸賀課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 令和7年度の早い時期、4月から6月の間に発注したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、予算書180ページから185ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、予算書184ページから191ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書189ページ、2・水防事業費について、昨年度より40万

7,000円の増となっていますが、これは令和7年度に美浦村で水防訓練が開催されるため、増額されているのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田です。松村委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、令和7年度に美浦村で水防訓練が開催されることに伴う増額となっております。水防訓練は3年に1度、持ち回りで開催しておりまして、令和5年度は阿見町、令和6年度は稲敷市、そして令和7年度は美浦村が当番となっております。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 開催場所は、どちらになりますか。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

場所に変更はありません。令和7年度も、例年と同じところでの開催を予定しております。

○委員長（山崎幸子君） 質疑のある方はいらっしゃいますか。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 予算書191ページ、災害対策費の補助金、5・自主防災組織結成費補助金についてです。美浦村内には自主防災組織が22組織ありますが、もし、この自主防災組織の活動中にケガや事故が発生した場合は、村はどのように対応するのか、お伺いいたします。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 諸岡委員の御質問にお答えいたします。

村で保険に加入しておりますので、そちらを使用しての対応となります。

○委員長（山崎幸子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 了解しました。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 予算書189ページ、消防施設管理費の工事請負費の中に、消火栓設置工事とありますが、これはどちらに設置するのでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 北出委員の御質問にお答えいたします。

こちらは、土屋の集落センターと舟子の宮平団地内4か所、布佐の藤松食堂付近に水道管を敷設後に消火栓を設置する予定です。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 予算書191ページ、災害対策費の補助金にある防災士研修費等

補助金について、昨年度の実績をおしえてください。

○委員長（山崎幸子君） 富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

昨年度の実績ですが、1人講習を受け、合格しております。詳細については、調べて、後ほど回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（山崎幸子君） 新年度予算にも関わるものですので、委員会中に回答をお願いします。

○生活安全課長（富田正寿君） 令和6年度の実績につきましては、お調べして回答させていただきます。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。
ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時28分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9款・教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、予算書190ページから203ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書195ページ、11・役務費、4・手数料、32・公金取扱手数料とありますが、これの内訳を教えてくださいませんか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） 学校教育課の松葉です。林委員の御質問にお答えいたします。

令和7年度より学校給食費等を保護者の口座からの引き落とし、クレジットカードによる支払いが始まるため、それに係る手数料になります。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 何人分の手数料になりますか。

○委員長（山崎幸子君） 松葉課長。

○学校教育課長（松葉時男君） 林委員の御質問にお答えいたします。

小中学校の保護者全員が口座引き落とし、またはクレジットカードによる支払いになると想定しているため、予算は保護者全員分を計上しております。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、予算書202ページから209ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、予算書208ページから217ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、予算書216ページから223ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、予算書222ページから245ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 予算書227ページ、3・木原地区多目的集会施設管理費の維持補修工事、施設修繕工事について、どのような工事を予定しているのか、内容をお聞かせ願いたい。

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 生涯学習課 石川です。諸岡委員の御質問にお答えいたします。

工事内容としましては、2階多目的ホールと和室の雨漏りの工事となっております。2階多目的ホールは、エアコン工事も予定しております。

○委員長（山崎幸子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 同じく、予算書227ページの3・木原地区多目的集会施設管理費なんですが、建物等災害保険料について、どこまでの範囲を補償するものなのか教えてください、

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 松村委員の御質問にお答えいたします。

総務課にて一括で契約しているものになりますので、後ほど確認し、回答させていただきます。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 予算書231ページ、9・地域未来塾事業費とありますが、地域未来塾の将来の構想について、お聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 林委員の御質問にお答えいたします。

地域未来塾の今後の構想については、他の市町村の状況も調査し、決めていきたいと考えております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） では、現在の利用状況について、お聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 林委員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の登録者数は15名。講師が16名となっております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 今後の支援の展望について、お聞かせください。

○委員長（山崎幸子君） 石川課長。

○生涯学習課長（石川大志君） 林委員の御質問にお答えいたします。

講師の方の人数が、令和6年度は16名、令和7年度は13名となる予定でありますので、講師の方の確保が喫緊の課題となっております。今後も、継続して対応していきたいと考えております。

○委員長（山崎幸子君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 地域未来塾を開催するにあたって、先生の確保は大変大切なことですので、今後も御対応をよろしくお願いいたします。

○委員長（山崎幸子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、予算書244ページから257ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時47分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

富田課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 先ほどはちょっとすぐお答えできなくて、申し訳ございませんでした。

松村委員からいただきました防災士の本年度——令和6年度ですね、防災費の補助金を使った申請があった方ということで、男性の方2名の方が申請をしていただきまして、防災士のほうに認定をしてございます。

今、私のほうで把握している人数としましては、今の2名を加えまして、村の中で13名、その中に松村委員、あと林委員が入っているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山崎幸子君） では続きまして、第10款・災害復旧費、第11款・公債費、第12款・予備費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、予算書256ページから257ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、予算書256ページから257ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

続きまして、予備費、予算書258ページから259ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、予備費の質疑を終結いたします。

続きまして、給与費明細書、その他調書について、予算書260ページから274ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、給与費明細書、その他調書の質疑を終結します。

以上で、議案第35号 令和7年度美浦村一般会計予算の質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩いたします。

ここで暫時休憩といたしまして、再開は午後2時スタートといたします。

休憩に入ります。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 開議

○委員長（山崎幸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（山崎幸子君） 議案第36号 令和7年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

予算書275ページから312ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） それでは質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第37号 令和7年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

予算書313ページから372ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第38号 令和7年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算書373ページから386ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第39号 令和7年度美浦村水道事業会計予算を議題といたします。

予算書387ページから420ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第40号 令和7年度美浦村下水道事業会計予算を議題といたします。

予算書421ページから460ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 議案第41号 令和7年度美浦村電気事業会計予算を議題とい

たします。

予算書461ページから485ページについて、質疑を許します。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山崎幸子君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○委員長（山崎幸子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

午後2時08分 閉会